

令和8年第7回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月3日から9月16日(14日間)

日 程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	9 月 3 日	木	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	9 月 4 日	金		委 員 会	予 算 常 任 委 員 会
第 3 日	9 月 5 日	土		休 日	
第 4 日	9 月 6 日	日		休 日	
第 5 日	9 月 7 日	月		委 員 会	総 務 産 業 建 設 常 任 委 員 会 教 育 厚 生 常 任 委 員 会
第 6 日	9 月 8 日	火		決 算 特 別 委 員 会	
第 7 日	9 月 9 日	水		決 算 特 別 委 員 会	
第 8 日	9 月 10 日	木		決 算 特 別 委 員 会	
第 9 日	9 月 11 日	金		決 算 特 別 委 員 会	
第 10 日	9 月 12 日	土		休 日	
第 11 日	9 月 13 日	日		休 日	
第 12 日	9 月 14 日	月	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 13 日	9 月 15 日	火	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 14 日	9 月 16 日	水	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前１０時００分）

開 議

議長（市濱等）

ただいまから、令和８年第７回能登町議会９月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は１３人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から９月１６日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（市濱等）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

５番 田端 雄市 君、

６番 金七祐太郎 君

を指名いたします。

諸般の報告

議長（市濱等）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

今定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案２６件、認定７件が提出されております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和７年度決算審査報告書、また令和８年５月、６月、７月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程 議案第 9 1 号～認定第 7 号

議長（市濱等）

日程第 3、議案第 9 1 号「令和 8 年度能登町一般会計補正予算（第 2 号）」から、日程第 3 5、認定第 7 号「令和 7 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 3 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

おはようございます。

令和 8 年第 7 回能登町議会 9 月定例会議の開会に当たり、議員各位には町政運営にご理解を賜り感謝を申し上げます。

本日、ここに提案いたします議案等につきまして、その大要と所信の一端をご説明申し上げます。

初めに、去る 8 月 1 3 日に発生した千葉豪雨、そして先般、8 月 2 7 日に県内で発生した大雨により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の大雨におきましては、県内で線状降水帯が発生し、羽咋市や志賀町などで記録的な短時間大雨情報や大雨特別警報が相次いで発表されるなど、極めて緊迫した事態となりました。

幸いにも当町では大きな被害はありませんでしたが、決して人ごとではなく、全国的に猛威を振るう気象災害に対して、いかなる事態においても町民の皆様 の命と生活を守り抜くという強い決意の下、当町の危機管理体制の強化と防災力の底上げに万全を期してまいります。

さて、当町においての出来事としまして、先月、8 月 1 5 日、柳田植物公園におきまして、夏の風物詩ござれ祭りが盛大に開催され、町内外から多くの方が訪れました。

当日は、ワークショップや多彩なアーティストによるライブステージが行わ

れ、会場は活気に満ちあふれておりました。

そして、復興応援特命大使の石川さゆりさんによるスペシャルステージの心温まる歌声や、夜空を美しく彩った音楽花火は、集まった皆様に魅了し、当町の復興とさらなる発展に向けた歩みを後押しする大きな力をいただいたものと感じております。

ごぞれ祭り開催に当たり、ご尽力をいただいた実行委員会をはじめ関係各位に対し、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

また、8月27日には能登町中学生議会が開催されました。中学生議員の皆さんからは、SNSを活用した地域の魅力発信や廃校舎、空き家の活用といった人口減少対策に加え、災害時における通信インフラの強化や断水被害の軽減、さらには若者や女性の意見を取り入れる仕組みづくりなど、多岐にわたる具体的で有意義な質問や提案をいただきました。

いずれも町の現状と課題を的確に見詰め、自分たちの手で能登町をよりよくしたいという強い思いがひしひしと伝わり、大変頼もしく、深い感銘を受けたところです。

今後も子供たちの声を大切にし、将来に夢と希望を託せる創造的復興と第3次総合計画の将来像の実現に向け、力強く施策を推し進めてまいります。

また、地域経済の動向に目を向けますと、財務省北陸財務局から発表されました石川県内経済情勢におきましては、県内経済は持ち直しているとの総括判断が示されております。

個人消費や生産活動において緩やかな回復の兆しが確認されていることは、なりわいの再建を進める当町にとりましても明るい材料であります。引き続き、地域経済の活力の源である各産業への支援にしっかりと取り組んでまいります。

さて、9月に入りまして、朝夕には秋の気配が感じられる季節となりました。町内では、稲刈りをはじめ実り多き収穫の時期を迎えております。

一方で、日中は依然として厳しい残暑が続く日もございます。町民の皆様におかれましては、日中の農作業や外出の際には体調管理に努められますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提案しました議案26件、認定7件について説明いたします。

議案第91号から第94号までは、一般会計、特別会計及び企業会計予算の補正であります。

議案第91号「令和8年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,966万8,000円を追加し、予算総額を432億2,974万6,000円とするものであります。

主な補正の内容であります。道路災害復旧費や農業共同利用施設である鴨川地内のライスセンターの復旧補助金、石川県建設型応急住宅賃借料などの経

費、活動交流拠点ノトクロスポート整備事業費を債務負担行為として追加し、復旧・復興のさらなる推進に必要な経費を追加計上するほか、まつなみキッズセンター整備事業や、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分を活用した水道基本料金無償化を1か月延長する経費を新たに計上するものであります。

歳出から説明いたします。

第1款議会費は336万6,000円の追加です。

第1項第1目議会費は、議員報酬改定による報酬並びに期末手当の追加です。

第2款総務費は、3億2,976万円の追加です。

第1項総務管理費、第5目財産管理費は、旧宇出津公民館及び旧小木分団詰所の解体に伴う工事監理並びに工事費の追加です。

第7目地方創生推進費は、ふるさと住民登録制度を円滑に進めるための会計年度任用職員人件費及び企業版ふるさと納税の仲介手数料等の経費の追加です。

第8目地域振興費は、定住住宅助成金のひまわりポイントの発行手数料並びに助成金のほか、石川版移住支援金支給事業補助金、空き家家財道具等処分助成金、まちづくり合宿等助成金をそれぞれ追加するものです。

第11目公平委員会費は、公平委員会の委員報酬並びに旅費の追加です。

第13目交通対策費は、A I デマンド運営事業の予算の組替えと追加です。

第15目有線放送費は、有線放送伝送路移設補償工事費等の追加です。

第17目復興推進費は、旧白丸郵便局震災遺構整備工事において、中東情勢の影響による建設資材高騰分のほか、地域コミュニティ等再建支援補助金の追加です。

第2項徴税费、第3目賦課徴収費は、町民税及び固定資産税等の税過誤納還付金の追加です。

第3項第1目戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事務費の追加です。

第4項選挙費、第2目能登町議会議員選挙費は、投開票立会人の報酬のほか、投票所入場券作成業務等の追加です。

第3款民生費は、2億9,061万2,000円の追加です。

第1項社会福祉費、第2目障害者福祉費は、障害者等実態調査員報酬及び障害者福祉システムの改修費の追加です。

第3目老人福祉費は、藤波デイサービスセンターに係る指定管理料を追加するほか、シルバーリハビリ指導経費の追加です。

第4目介護保険費は、令和7年度の低所得者保険料軽減国庫負担金の精算に伴う償還金の追加です。

第2項児童福祉費、第3目児童福祉施設費は、まつなみキッズセンター整備に伴う工事監理及び工事費の追加並びに解体工事設計等の業務を令和9年度実

施に変更することに伴う減額です。

第4款衛生費は、2,788万7,000円の追加です。

第1項保健衛生費、第4目環境衛生費は、飼い主のいない猫不妊・去勢手術に係る費用の追加のほか、海岸漂着物回収経費及び公費解体管理システム保守業務費、能登三郷斎場の外灯等の修繕費、墓地公園の永代使用料等の返還金並びに墓地管理基金への積立金をそれぞれ追加するものです。

第2項清掃費、第3目し尿処理費は、衛生センターの誘導灯交換工事費の追加です。

第3項水道費、第1目水道施設費は、水道基本料金の無償化に要する費用の追加です。

第6款農林水産業費は、2億2,821万円の追加です。

第1項農業費、第2目農業総務費は、トキ生息環境整備事業の取組者及び取組面積の増加による追加のほか、鳥獣被害防止対策事業の資機材購入費用の追加です。

第3目農業振興費は、新規就農者育成総合対策事業の制度改正に伴う交付額の追加のほか、鶴川小学校及び柳田小学校の農業体験費を追加するものです。

第6目復興推進費は、農業共同利用施設である鴨川地内のライスセンターの復旧補助金の追加です。

第2項林業費、第1目林業総務費は、いしかわ森林山村多面的機能発揮対策に係る団体への補助金の追加です。

第3目復興推進費は、被災した特用林産物事業者への施設修理等の補助金の追加です。

第3項水産業費、第2目水産業振興費は、県漁協能都支所の製氷施設に係る小規模近代化設備整備補助金のほか、宇出津港水産鮮度保持施設及び加工処理施設の高圧ケーブル修繕工事費をそれぞれ追加するものです。

第7款商工費は、1億2,036万3,000円の追加です。

第1項商工費、第2目商工業振興費は、富山県入善町で行われる海洋深層水利用学会第30回全国大会に参加する旅費及び参加負担金等の追加です。

第3目観光費は、東京都や流山市で行われる復興応援イベント等での出向宣伝の所要経費及び観光イベントへの補助金、ほっと石川観光プラン推進ファンドへの貸付金を追加するほか、柳田植物公園コンテナハウス設置に向けた実施設計費、九十九湾園地の支障木の伐採処分費、ふれあいの里をはじめとする指定管理施設における修繕負担金をそれぞれ追加するものです。

第4目復興推進費は、財源調整です。

第8款土木費は、5,393万7,000円の追加です。

第2項道路橋りょう費、第3目道路橋りょう新設改良費は、地方創生道整備

推進交付金事業の追加交付による道路改良工事費の追加です。

第6項住宅費、第1目住宅総務費は、わすみ団地をはじめとする町営住宅の修繕費及びさくら団地内の支障木伐採工事費のほか、田ノ浦住宅の解体工事等の経費を追加するものです。

第3目復興推進費は、応急仮設住宅の賃借料を追加するほか、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援における住宅移転支援補助金の追加です。

第9款消防費は、414万7,000円の追加です。

第1項消防費、第1目常備消防費は、能登消防署の空調設備の修繕費及び奥能登広域圏事務組合分担金の追加です。

第4目防災対策費は、備蓄拠点への備蓄棚の購入設置経費の追加です。

第5目災害対策費は、飲料給水車の納車前確認のための出張旅費の追加です。

第10款教育費は、4,710万3,000円の追加です。

第1項教育総務費、第3目学校教育費は、企業版ふるさと納税を活用し、探究学習とデジタル教育を促進する体験型ワークショップの開催経費の追加です。

第2項小学校費、第1目小学校管理費は、松波小学校仮設校舎等の消防設備保守点検費用及びスクールバスの管理運行経費を追加するものです。

第3項中学校費、第1目中学校管理費は、スクールバスの管理運行経費の追加です。

第2目中学校教育振興費は、部活動の練習試合におけるスクールバス運用に伴う予算の組替えです。

第4項社会教育費、第3目公民館費は、不動寺公民館整備事業において、実施設設計結果に伴う建て替え監理及び工事費を追加するほか、解体工事の監理及び工事費を減額するものです。

第5項保健体育費、第3目学校給食費は、柳田小学校の備品購入費の追加です。

第11款災害復旧費は、6億7,428万3,000円の追加です。

第1項厚生労働施設災害復旧費、第1目民生施設災害復旧費は、こどもみらいセンター災害復旧工事の施工範囲の拡大による追加です。

第2項農林水産施設災害復旧費、第2目林業施設災害復旧費は、林道の災害復旧における測量設計費及び工事費の追加です。

第3項公共土木施設災害復旧費、第1目土木施設災害復旧費は、町道の災害復旧における調査費及び測量設計費の追加です。

第4項文教施設災害復旧費、第1目公立学校施設災害復旧費は、宇出津小学校の防火シャッター並びに防火扉の調査業務の追加です。

第2目社会体育施設災害復旧費は、藤波運動公園被災施設の工事設計業務を追加するほか、体育施設等の集約可能性調査業務及び能都野球場ダッグアウト

の解体工事を追加するものです。

第3目社会教育施設災害復旧費は、星の観察館満天星の外構復旧工事費の追加です。

第5項第1目その他の公共施設・公用施設災害復旧費は、柳田植物公園ふれあいハウス修繕工事における施工箇所の追加です。

第12款第1項第1目公債費は、財源調整です。

以上、この財源として、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款町債を追加し、第9款地方特例交付金を減額し、収支の均衡を図っております。

また、新たに設定した債務負担行為は、活動交流拠点ノトクロスポート整備事業を追加するものであります。

議案第92号「令和8年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、2,093万4,000円を追加し、予算総額を29億9,430万円とするものです。

その内容は、介護保険法施行規則の一部改正に伴うシステム改修費の追加のほか、所得更正等による過年度保険料還付金の追加、介護給付費等の精算に伴う令和7年度償還金の追加によるものです。

議案第93号「令和8年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入において、水道基本料金無償化を1か月延長するための予算の組替えです。

収益的支出は、1,098万9,000円を追加し、総額を7億430万1,000円といたしました。内容は、震災時の応急給水応援活動に係る費用の精算に伴う負担金の追加です。

また、資本的収支において建設改良費に充てる企業債を追加いたしました。

議案第94号「令和8年度能登町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、債務負担行為の追加です。

その内容は、令和6年能登半島地震公共下水道災害復旧事業（公共・特環）令和8年度設定分の追加です。

次に、議案第95号「能登町公告式条例等の一部を改正する条例の制定について」は、条例、規則等の公布の方法を能登町役場掲示板から町のホームページに設置する掲示板にて掲示する方法とするため、改正するものであります。

次に、議案第96号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、弔慰金の支給対象の有無にかかわらず、災害により死亡または障害となったのか、災害弔慰金等支給審査会で判定できるようにするため、改正するものであります。

次に、議案第 97 号「能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条ずれのほか所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 98 号「能登町海洋教育研究施設設置条例の廃止について」は、越坂市内にあります能登海洋水産センターを現在も学生とともに海洋教育の研究拠点施設として活用していただいている国立大学法人金沢大学に譲渡するため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第 99 号「能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例について」は、ビジネスホテルを誘致するための要件を緩和するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第 100 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」、議案第 101 号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法及び地方税施行令等の一部改正に伴い、関係規定を改正するものであります。

次に、議案第 102 号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード、特定特別永住者証明書で印鑑登録証明書を取得することを可能とするほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第 103 号「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 104 号「能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」は、医療法等の一部を改正する法律により、社会保険診療報酬支払基金の名称が変更されるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第 105 号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正により、予防接種事務において、個人番号を利用することにより医療機関等と連携することができることに伴い、町が行う任意予防接種においても個人番号を利用したいため、改正するものであります。

次に、議案第 106 号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、下水道法等の一部改正により条ずれが生じたため、改正するものであります。

次に、議案第 107 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、能登半島地震で被災し、老朽化が著しい田の浦町営住宅を廃止するため、改正するものであります。

次に、議案第１０８号「新たに生じた土地の確認について」は、能登半島地震により被災した宇出津港の荷さばき所を復旧するに当たり、公有水面埋立地を新たな土地として確認したため、地方自治法第９条の５第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１０９号から議案第１１１号までの３件につきましては、請負契約を締結するもの、議案第１１２号から議案第１１４号につきましては、請負契約の締結の変更をするものとして、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第１０９号「請負契約の締結について」は、令和８年度能登自動車学校災害復旧工事において、指名競争入札により、７，７５５万円で、能登町字松波の株式会社西中建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第１１０号「請負契約の締結について」は、令和７年度道路メンテナンス事業町道上４号線新五朗河原橋橋梁架設工事（上部工）において、制限付き一般競争入札（事後審査型）により、１億３９５万円で、金沢市のピース・コンストラクション株式会社金沢営業所と契約を締結するものであります。

次に、議案第１１１号「請負契約の締結について」は、令和８年度恋路ロマンティックパーク災害復旧工事において、指名競争入札により、９，６６３万５，０００円で、能登町字布浦の株式会社サンテックと契約を締結するものであります。

次に、議案第１１２号「請負契約の締結の変更について」は、令和７年第３回能登町議会４月会議で議決いただきました令和６年１月１日発生能登半島地震災害復旧事業４６３０　６００２道路災害復旧工事において、新たに既設の構造物の被害が確認されたことに伴い、契約金額を５，２１１万８，０００円から８，１７３万７，７００円に変更するものであります。

次に、議案第１１３号「請負契約の締結の変更について」は、令和７年第８回能登町議会１０月会議で議決いただきました令和７年度６災５５０１号町道２級瑞穂武連１号線道路災害復旧工事（その１）において、当初の設計からの数量増加に伴いまして、契約金額を１億１，３５２万円から１億３，０２６万２，０００円に変更するものであります。

次に、議案第１１４号「請負契約の締結の変更について」は、令和７年度能登半島地震復旧事業旧松波小学校解体工事において、校舎屋上にアスベストがあることが判明したため、その撤去、運搬等を行うことに伴いまして、契約金額を３億１，９７７万円から３億４，３７３万９，０００円に変更するものです。

次に、議案第１１５号「財産の処分について」は、議案第９８号にありまし

た能登海洋水産センターにつきまして、今後、金沢大学臨海実験施設との相乗効果により海洋研究のさらなる発展に寄与できることから、土地５筆、建物１棟、構造物一式を国立大学法人金沢大学に無償譲渡したいため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１１６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、辺地区域のうち、猪平・俎倉辺地、大箱・北河内辺地、瑞穂辺地、柏木・太田原・鮭尾辺地、山田辺地の５つの辺地において、本年度から令和１２年度の期間中に辺地対策事業債を活用した事業を予定していることから、新たに総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第１号「令和７年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第７号「令和７年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの７件の認定につきましては、令和７年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項並びに地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものであります。

なお、令和７年度の決算状況につきましては、別冊の令和７年度主要施策の成果説明書の中でも決算額の概要を記載しておりますので、円滑な審査が進められますようお願いをいたします。

以上、本会議に提出いたしました議案等の提案理由を説明させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（市濱等）

日程第３、議案第９１号から日程第３５、認定第７号までの３３件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

なお、質疑に関しましては、能登町議会申合せ事項により３回までとなっておりますので、遵守していただきますようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

議案第 96 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の質問であります。

この質問につきましては、この議案のしっかりとした理解、そしてまた町民が分かるような形になるような形の答弁をしたい、また協議をしたい、審議をしたいと思いますので、議長におかれましては、どうか配慮をお願いしたいと思います。よくその辺が理解できるように、お願いしたいと思います。

それでは質問をいたします。

第 96 号の災害弔慰金の支給に関しては、先日、全員協議会の翌日に中日新聞に報道がなされました。この報道によりますと、災害弔慰金の支給対象の有無にかかわらず、災害関連死の判定ができるようにする条例改正案をかけた。そしてまた、詳しくは災害弔慰金の支給対象は配偶者と子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、条例改正により支給対象者、今述べた支給対象者以外からの申請でも関連死の判定ができるようになると、このようにして報道されておりました。

私は、この議案については、そういう要するに親族以外の人であったとしても、災害関連死かどうかを知りたいという要望を持つ人が町民の中にはおいでるだろうと思ひまして、この議案については理解をしたつもりでございます。

しかしながら、当初この説明をまず議会運営委員会でお話がありました。それで理解できました。ああ、そうだろうなと。今言ったとおり、そういった町民の声はあるんだろう、また要望もあるだろうというふうに思ひて、それは理解できました。

それで次の日、次の日というか、次、全員協議会での説明が総務課長からあったわけですがけれども、その際には、この親族の関係、弔慰金の支給対象者についての説明があつて、まず同居人からの申請という説明がありまして、またそれについて馬場議員からそうなのかと聞いたときには、今度は生計維持者にもその弔慰金が支給されるという説明もありました。

本来のこの議案については、災害弔慰金がもらえる人はもちろん災害関連死の支給申請ができるわけですがけれども、要するにももらえない人、支給対象者がそれを申請できるということが本来それが一番大事な話なんでね、今回は。その部分がどうなっているのかということで確認をするために、今までの条例案はどうなっていたのかということで、その条例案をいただきました。これは令和 6 年の条例案ですから 2 年たっているわけですがけれども、この中に親族関係、

今の弔慰金の支給対象者が明確に出ています。それはいいですよ。
問題は、この支給対象者……。

議長（市濱等）

田端議員。端的に。

5 番（田端雄市）

ちょっと待ってください。やめてください。質問しとる。
簡潔じゃない。ちゃんと説明しないと分からないから言っている。

議長（市濱等）

いや、分かると思います。

5 番（田端雄市）

聞いてください。止めないでください。止めないでください。

議長（市濱等）

端的にお願いします。

5 番（田端雄市）

端的に言っている。ちゃんと言っているから聞いてください。

議長（市濱等）

さっき言うておったことは、そんな問題外や。

5 番（田端雄市）

何を言うとりんですか。何を言うとりん。

議長（市濱等）

いやいや、端的に説明して。

5 番（田端雄市）

だから、そこを説明をしないと分からないからしておるんです。

議長（市濱等）

分かっておると思いますよ。

5 番（田端雄市）

ちょっと話を止められたので、どこから言ったか分からんがになりましたけれども、そういう形で。

そうしたら今回の改正の条文はどうなっているのかということのをちょっと今お話しします。そんなら何が改正になったのか、この条例案が。

ここに出てくるのは、今ほどあった弔慰金の支給審査会。

休 憩

議長（市濱等）

いいですか。暫時休憩いたします。（午前 10 時 41 分）

再 開

議長（市濱等）

それでは再開いたします。（午前 10 時 42 分再開）

端的に説明してください。

5 番（田端雄市）

問題は、災害弔慰金の対象にならない人が今回、災害関連死を申請できるというところが一番の大事なところなんですね。その部分について、今回改正の条例文としてどうなっているのかというところなんですけれども、それに今回追加されたところは、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る死亡または障害と自然災害との因果関係の判定に関する事項というところが今回変わったところなんです。

それで総務課長に、これしか出てないのかと聞きましたら、因果関係の判定に関する事項で今回の説明の部分は全部含まれていると、こういうふうに強弁されました。

私は、それでは納得できない。町民が……。待て。待ってください。

町民が本当にこれを理解できるのかどうかを。

議長（市濱等）

田端議員。

5 番（田端雄市）

そのためにちゃんとした説明をしてくれと。

議長（市濱等）

いいですか。総務課長が答弁したのは議場でないんですよ。分かりますか。これはしっかり総務課長に説明して答弁いただいでください。

5 番（田端雄市）

だから説明してください。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

まず、今回提出いたしました議案第96号の弔慰金等に関する条例の一部を改正する条例についての変更部分です。

主な改正の内容については、第16条において、従前は支給に関する事項を調査審議するとしていた審査会の役割について、死亡または障害と自然災害との因果関係の判定に関する事項を追加しております。

また、改正箇所について、前号の判定に係る基準に関する事項を明文化するとともに、前2号に挙げるもののほか、災害弔慰金及び災害見舞金に関し必要な事項を追加し、審査事項の補完を行ったものでございます。

改正によりまして、支給に関する事項については、おのずと支給対象者からの申請によるものであります。ここに死亡または障害と自然災害との因果関係の判定に関する事項、このことについては支給対象者外からの申請と解することができるものです。

ですので、この条文を追加することで、従前の支給に関する事項から、この死亡または障害と自然災害との因果関係の判定に関する事項を追加したことにより、支給対象者外からの申請を審査するというものを明確にしたものでございます。

議長（市濱等）

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

今ほどの説明で、どれだけの町民が分かるのかということを私は一番問いたい。いいですか。今ほどの話は、因果関係の判定に関する事項を審査会にかつ

つけました。審査会が判断してくださいよという話。

この文章を見て、先ほど話した災害関連死の弔慰金をいただけない支給対象者以外からも申請してもいいですよという話はどうして見えるんですか、これ。私はそれに対して明文化をしてくださいという要望を言いたい。しっかりした明文にすればいいだけの話で、なぜそれができないのかということを質問した。

議長（市濱等）

山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

今回の改正をもって十分であるというふうに認識しております。

議長（市濱等）

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

十分だという言い方の話については、これは行政用語か知らんけどね、こういう判定に関する事項で、それでかっつけるというのは行政用語かも知らんけれども、そんながで町民は分かりますかということを一番問いたい。条文を見て、災害関連死と分かれるということが念頭にある執行部だからこそ、この文章は分かると思う。でも町民はそういうことは全然関係なく読むわけですから、理解できないと思う。

私はそういった意味では、この条例の中に明確に弔慰金の対象者以外でも申請できるんだということを書けばよかったんじゃないか。また、むしろ審査会に投げるんやったら、審査会にこの部分を委託するんだということを書けばよかったんじゃないか。私はそう思います。

議長（市濱等）

田端君、いいですか。要望事項とかそういうことは、一般質問か何かのときに話しして回答をいただいてください。

5 番（田端雄市）

いや、回答はあれじゃないですか。

議長（市濱等）

ここは議案に対しての質疑です。

5 番（田端雄市）

議案に対して質問している。

議長（市濱等）

要望しています。要望事項の時間とは違いますから。質疑ですから。

5 番（田端雄市）

議長は、もうちょっとうまいこと采配してくださいよ。

議長（市濱等）

これで終わります。

5 番（田端雄市）

最後に質問させてください。

議長（市濱等）

3回済みしましたよ。

それでは、ほかにありませんか。

4 番 馬場等君。

4 番（馬場等）

今ほどの田畑議員の議案第 9 6 号に関して 1 点だけ、自分の委員会ですので大枠でちょっとお聞きいたします。

要するに災害関連死の今回の条例の改正は、災害関連死の実情、実数を知りたいがために、弔慰金を申請する遺族がいない場合でも災害関連死で亡くなった人を、その実数を見たいがために、遺族以外でも申請ができるというふうにしたんだと思うんですけど。

もう一回言いますよ。具体的には、弔慰金の支給対象となる遺族が存在しない死亡者についても、災害関連死か否かを判定することを想定している。この場合、この申請者というか、遺族がいない場合の申請者をどういう人が申請するというふうに想定されていますか。それに対して町長が諮問するわけですから、例えば災害弔慰金が出る分には遺族が申請する。災害弔慰金が出ない、だけど隣の人は災害関連死だからといって隣の人が申請するというふうに想定しているんですか。どういう人が、弔慰金が出ない、災害関連死じゃないかとい

うことを申請する主体となる人は、どういう人を想定していますか。
たったそれだけです。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

まず、お答えいたします。

馬場議員は今、関連死の実数をつかみたいために条例改正をしたというふうに解されていると思うんですけども、我々はそういった目的は、結果として実数の積み上げ等にはなるかと思いますが、それを把握したいがために今回改正するものではございません。

こちらにつきましては、支給対象遺族に該当しないことを理由に、災害関連死の申請を受けられなかった事例が県内で確認されました。そして、内閣府が令和5年5月に公表した災害関連死事例集（増補版）では、支給対象となる遺族以外の方が災害関連死の判定をしてほしい旨依頼があった場合は、審査会等を開いて災害関連死の判断をするかどうかは自治体の判断であるとされております。

このことから町といたしましても、そういった事例があったということで今回改正を行いまして、支給対象者外からの申請でも因果関係、死亡に関する自然災害との因果関係の判定を行うものとしたものでございます。

申請については、どのような方が申請されるのかということですが、こちらにつきましては、少々お待ちください。

今の弔慰金等に関する条例の施行規則第3条に、必要書類の提出は遺族と規定しております。このことから支給対象外の遺族からの申出と想定しております。

議長（市濱等）

馬場君。

4 番（馬場等）

今の言葉の説明に対しての。

議長（市濱等）

いや、おたくの委員会ですから、委員会のときにしっかりと聞いてください。

4 番（馬場等）

1 点だけ。支給対象外の遺族というのは、それは遺族と言わないんじゃないですか。

議長（市濱等）

山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

すみません。ご兄弟ですね。同居していないご兄弟等は支給対象外になりますので、そういった方は……、兄弟は遺族とは言わないのか。

よろしいですか。そういった方がなれるのではないかと思います。

震災時に生計を同じくしていなかった、あるいは同居をされていなかった兄弟姉妹の方が支給対象者外の遺族というふうに私は認識しておりました。この兄弟が遺族という表現が適切でないということならば、ここで訂正させていただきます。

4 番（馬場等）

ほんなら最後。

今の説明は、そのとおりだと思います。だから支給対象外のそういう兄弟であつても申請してほしいということですわね。最終的には、この条例の改正は。

議長（市濱等）

山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

申請ができるというものです。

議長（市濱等）

ほかに質疑はありませんか。

1 番 松本光雄君。

1 番（松本光雄）

14 ページ。13 ページからの農林水産業のことについて、14 ページ、農業振興費、新規就農者育成総合対策事業……。

議長（市濱等）

松本君。発言の途中ですが、私に申告がありませんので、質問は却下いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（市濱等）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第116号までの26件につきまして、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第91号から議案第116号までの26件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

決算特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（市濱等）

お諮りします。

認定第1号「令和7年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和7年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、議長が指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

決算特別委員会の委員に、

2番 小浦 肇 君

4番 馬場 等 君

6番 金七祐太郎 君

7番 南 正晴 君

9番 小路 政敏 君

14番 鍛冶谷眞一 君

以上の6名を指名します。

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（市濱等）

しばらくここで休憩します。

休憩中に、全員協議会室で決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ほかの議員、執行部は自席にて待機願います。

暫時休憩いたします。（午前１０時５９分）

再 開

議長（市濱等）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時０２分再開）

委員長、副委員長の互選報告

議長（市濱等）

「委員長、副委員長の互選報告」をいたします。

委員会条例第９条第２項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、７番 南 正晴 君

副委員長に、６番 金七祐太郎 君

以上であります。

休会決議

議長（市濱等）

日程第３６、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、明日から１３日までの１０日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、明日から１３日までの１０日間を休会とすることに決定しました。

次会は、９月１４日午前１０時から会議を開きます。

散 会

議長（市濱等）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前１１時０４分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（市濱等）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（市濱等）

日程第１ 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず３０分以内となっておりますので、よろしくお願いします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、順に発言を許可します。

１３番 志幸松栄君。

１３番（志幸松栄）

今回、トップバッターということで質問の許可が出ましたので、久しぶりにトップバッターということで、私、能都町の議員のときに、吉田町長は分かんやろうけど、ずっと十何年間トップバッターで通してきたんですけども、今日は本当にトップバッターという久しぶりのトップバッターで緊張しておりますので、皆さん、間違えたら、またよろしくお願いします。

それでは、質問の前にちょっと私も一言述べさせていただきます。

この頃のニュースでは、本当にいいニュースはあまりありません。世界においては戦争、地震、ネパールの土石流。地球自体が天災、自然、おかしくなっているんじゃないかなと思って私は見ております。

また、国内においても、正直言って気候が不思議なくらい今年は違ってきております。梅雨前線が猛威を振るい、各地で災害、私たち石川県内も災害がありましたけれども、本当に何が起きたんだろうというだけ天災が起きます。

天災と同時に災害。私たち災害ということで、皆さんあまり心配というより、

私は自然とずっと共存した仕事をしてきておりますので、災害については人間に絶対に抑えられないものがあるんです。

そういうことで、今後、能登町の皆さんも災害ということで、吉田体制の中でレベル4、5といったらすぐ避難するような、災害の準備をするような、行動をするような格好でいってほしいなと思っております。

それでは、私たち町会議員も、もう少しで議員の任期の4年間が過ぎようとしております。月日が早いものでございます。振り返ると、私は4年弱、一体何をしたんだろう。どう町民のために働いてきたのかなと思っております。

そういうことで、コロナ前のほうは一生懸命仕事をしながら町民のところへ話を聞きに行ったりしましたけれども、コロナ以後はあまり皆さん、町民の方のところへは言葉をかけに回ってないわけでございます。これはいいのかなのか分かりません。

それと同時に、何が4年間させていただいて能登町のために尽くしてきたのかな、進歩したのかなと思って、私の心の中は反省の一途、反省が先に立っております。

折にも2年半前には過去にない能登町の地震。それと同時にダブルパンチとして、その後に大雨。大きな被害を被りました。今一步一步、皆さん、吉田体制の中で元の姿に戻そうと一生懸命、町民の方々、町職員の方々。また他県から協力していただく皆さんの職員の方々が一生懸命、前の姿に戻そうとして一生懸命に頑張っておられます。

それで前の姿の町にしようと思って一生懸命に頑張っておられる姿を思い出しますと、私たち町会議員も一生懸命に、この十数名の方々が協力してきたつもりでございますけど、なかなか前へ行っておりません。

そういうことで、今後より一層の努力を惜しまず、皆さんと協力し合って一步一步前進していただきたいなと思っております。

それに対して、皆さん、執行部の方々、また協力者の職員の方々、また町民の協力、それに感謝を申しまして、また頑張っていたきたいなと思います。

それと同時に、今後は町民、議員、執行部と議員というものに、これからより一層、今後、執行部と議員と協力し合って。それが協力がなければ前へ進みません。人の悪口を言っておっても絶対に前へ進みません。自分自身、議員は議員で一つの団体として頑張っていっていただきたいと思っております。

そういうことで、町長、指導力を発揮して今後やっていただきたいなと思っております。

それでは質問に入ります。

1点目、能登町の町民に対して、有線放送の利用について。

なぜこういうことを言うかという、今、AIの時代ということでござい

すけれども、A I というよりも能登町の町民のことを思って、執行部は今後。またA I も必要です。もう65歳以上の人が五十数%の割合になってきております。半数以上がお年寄りです。

そういうことで、ひとつ有線放送のより一層の有効利用をしていただきたいと思いますと思って町長に質問いたします。

具体的には、町民の高齢化と同時に、スマホなどデジタルの利用が半数以上あるかと思うが、そうした高齢化のために、高齢者のために、町の情報収集を可能にするために、より一層の有線放送の利用促進をしていただきたいと思います。

やはり私たち、過疎については、いろいろと、この質問は正直言って3回目ぐらいです。二十数年の議会のうちに。だけど執行部からこういう答弁が返ってきます。この予算はこういうふうで、この予算はこういうふうでと。そういうものは放送できないんです。ということを嫌々私は答弁の中でいただきました。

正直言って、私も漁師をして、三陸、北海道の一周、南は九州、博多までずっと船で仕事で回っておりますけれども、本当に港の有線放送の、ましてや太平洋の東北地震のあのとき、八戸、宮古、気仙沼、大船渡、いわき市、そういうところの有線放送なんか見事にすごいと私は思って、ずっともう三十数年前ですけれども聞いておりました。

どういうことかということ、何時何分に〇〇が入港します。サンマを何トン持って入港します。そういうような有線放送。町の人にはそれを有線の全部有線放送によって、その町の1日の全体が分かるということをもろに私たち30年から体にしみてきました。

そういうことで。

それから今、高齢化ということで、もう一ついただきたいのは、あばれ祭。今まで2年前ぐらいまでには、あばれ祭の中継があったわけでございます。だけどこの頃は中継がない。録画で祭りが終わった後に放映するというところでございます。

やはりだんだんだんだん高齢化ですので、祭りはしたいんですけど、見たいんですけれども見に行かれないというような人たちが多々増えております。そういうことで、1年に一遍の文化、ましてや宇出津の祭りと言いながらも、能登町の祭りに匹敵するだけの文化でございまして、ひとつその問題も極力中継をしていただければ、介護施設におる方も一緒に祭りに参加しているような気持ちで、有線放送で眺めてくれると思います。

そういうことで、有線放送について答えをいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

それでは、志幸議員のご質問に答弁いたします。

当町の有線放送は、高齢者をはじめとする町民への重要な情報提供手段として位置づけており、のとはっとらいんで町内の出来事のほか特別番組を制作して放送しているところであります。今後もその役割、重要性を十分に認識し、番組を通した情報発信に努めてまいります。

また、宇出津のあばれ祭につきましては、ご承知のとおり、平成元年に石川県指定無形民俗文化財に指定され、平成27年に認定された日本遺産、キリコ祭りの主要な構成要素として位置づけられております。

ご質問にございます有線放送による生中継につきましては、現在、新たな設備を設ける必要があるほか、新たに人員の確保も難しいということから、現在の撮影し、編集後の番組を少しでも早く町民の皆様に放送できるように努めてまいりたいと思います。

また引き続き、町民の日常生活に必要な情報をより分かりやすく、高齢者にも理解しやすい形で提供できますよう放送内容の充実を図ってまいりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

総務課長、ありがとうございます。同じ答えでございますね。

たまにやっぱりこういうので、できるという、可能性があるということで受け止めてもいいですね。可能性があるということでございます。

そういうことであれですけれども、吉田町長にちょっと一言だけお答えいただきたいなと思って。よろしいですか。

正直言って、先ほど言ったとおり、予算の問題は総務課長は言われませんでしたけれども、やはりこういう町の中の連携というものがこれからの再建のやっぱり一つの前へ進む道だと思うんですよ。だからやっぱりよく私が、初めは委託事業って結構やっぱりなかなかなかったけど、この頃みんな役場庁内から委託、委託というような、そういう事業をするわけでございます。

この問題を中継するのに、その日だけでも委託。それから、この有線放送に

ついて、能登町は数十億の金を投資しているんですよね。

そういうことで、やはり中継を見たいな、祭りを見たいなという人も結構1年1年増えてきております。そういうことで、若い人のことも考えながら、また今まで先人の方が築いてきたこの町をより一層豊かにするために、町民の高齢化になった人たちも有線放送の利用を促すものでございます。

町長、ちょっと一言、勢いだけひとついただきたいなと思っております。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

志幸議員がおっしゃったとおり、全て町ができなくても、できない部分は委託というようなところも考えていく必要があるかと思っております。

その辺も含めてしっかり考えていきたいと思ひますし、高齢者、そして住民の皆さんにとっても、有線放送が充実したものになるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

1点目の答えは、快く総務課長、受け止めましたし、また、吉田町長の答えも前向きな答えでございました。委託の問題も検討してみますということで、それでは2点目に移りたいと思ひます。

2点目、失礼な話でございましょうが、2点目、今後の町長の姿勢について、私お尋ねしたいと思ひます。

なぜかという、4年間のうち半分過ぎ去ろうとしております。吉田町長就任から2年目を迎えるが、今後の町で、また町政、また町民に対して、町長の姿勢について、私は町長の現在の気持ちを聞きたいなと思っております。

町長、今思っておること。私は、今年の9月の予算の前置きの中でいい言葉をいただきました。町長の。人命を尊重するような工事、災害復旧があるのではないでしょうかという言葉でございします。

そういうことで、それについて重要視しながら今後やっていくということをして9月議会の予算のあれでいただきました。いい言葉だなと思ひて聞いております。

また今後、私の先ほどの質問に対して、町長の今の率直な気持ちをひとつお

聞きしたいなと思っております。

以上。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

私の考える町長とは、住民の信託に応え、公正、そして誠実に職務を行う責任があり、住民全体の利益を優先しなければならないと考えております。

なお、住民の皆さんの考えを把握し、今何を求められているのかを捉え、限られた財源の中で何を優先するかを判断し、町政に反映していくことが大切だと考えております。この考えについては、議員時代から今も変わっておりません。

現在の能登町は、震災、豪雨からの復旧・復興が最優先であります。道路や河川などのインフラや港湾や農地、公共施設などで、現在多くの復旧工事が行われております。しかし、業者不足や物価高騰、イラン情勢による資材不足など、その影響によりなかなかスピードが加速できないのも現実であります。

計画内容や進捗状況、それに対する評価や今後の見通しなど、昨年、地区別懇談会を開催し、地区住民の皆様にご説明をさせていただきましたが、今年度も開催する予定にしております。説明責任や透明性といった観点からも必要なことだと考えております。

また職員は、通常業務に加え、復旧・復興業務を多くの応援職員とともに一丸となり取り組んでいるところでありますが、人手が不足しております。しかしながら、人口減少対策や子育て世帯、そして高齢者にとって優しいまちづくりについても同時に考え、進めていく必要があります。

移住定住の促進や能登町ならではの教育、そして海洋深層水を利用した養殖や加工などの産業の振興、観光施設のルート化と宿泊施設の整備による観光業の発展と交流人口の拡大、そして子供からお年寄りまでが楽しく過ごせる福祉施設やスポーツ施設の整備、安心・安全な医療、看護、介護の充実など、今やらなければならないことは山積みであります。

このことについても、町民ファースト、そして住民目線で、議会や関係団体、企業と協力しながら町政運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様にも、今後より一層、町の発展のためにご提案をいただきたいというふうに思いますし、町政に対するご理解とご協力を引き続きお願いしたいというふうに思います。

議長（市濱等）

13番 志幸松栄君。

13番（志幸松栄）

これもなかなか質問に対して、失礼な質問かも知れませんが、今、町民ファーストで、住民目線ということで、吉田さんはやっていくということで、正直言って、町長職というものは、今まで昨日も知事職のあの問題、いろんなところで選挙がありました。いろんなところで選挙もあります。立候補もされます。

だけど町長職というものについては、行政、企業のリーダーとは違って、なかなか、吉田さんも数年前までは私たちと一緒に議席に座っていましたが、偶然にも2年前にこういう中で反対の席に今現在座っておられます。

そういうことで、もうあと2年後には、やはりまた立候補しますよということで議会に言われるんだと思います。そういうときには全員こぞって吉田やれよというような体制づくりを私、して持って行っていただきたいということです。

ただし一言だけ、私、吉田さんに言いたいのは、町民ファースト、住民目線ということに対して、もう一つ私のほうから、吉田義法体制も必要ですけども、町民のための町長であってほしいなということであります。

その前に、1点目の答えでいただきましたけど、世界はいろんな問題が起きております。日本国もAIとかいろいろなものが出ております。それよりも、今現在、私たちの足元を見れば、高齢化、そういう中で町長頑張れよと町民の方も言われるような、あと2年後には言っておきたいと。そういうような町長でやって行っていただきたいと。

これも現在、私、能都町るとき、能都町ですよ。持木体制がずっと能登町に対してでも続いたみたいなので、結構続いてやってくれるように、やっぱりあの人はリーダーとしてうまく人を引っ張って、議員も引っ張っていったし、町民の方も引っ張っていった。だからなかなか選挙でも楽な選挙ばかりしてきた。そういうような吉田体制で行ってほしいなと思っております。

そういうことで、町長のことばかり言いましたが、私のことも一つ言わせて、議長、お願いします。

この議会の問題でございますけど、一番冒頭で言ったとおり、私たちも任期がもう目の先に来ております。そのときには、選挙というものに対して、私は重要視しながら7回か8回、選挙をしてきたわけでございます。

その中で、体の異変の時に一回だけ落選しましたが、選挙というものは私たち一生懸命で、その4年間の総ざらいで、4年間続けるためにいいこと

やったなと思って、町民に対して一生懸命。

それまで私も二十数年、議員をやらせていただきましたけれども、何か今回は選挙になるようですので、選挙戦になれば私も後輩に道を譲り、私は立候補しないということで今現在思っております。ただし、選挙戦になれば、選挙というものにはそれほど重要視した問題でございます。選挙になれば、ちょっと年はいっているけど、選挙になれば、私はまた一人選挙でもいい、立候補したいと思しますので、それだけこの場で述べておきます。

どうもいろいろと長時間にわたり、長年にわたり、この議員生活をさせていただいて、町民の皆様にありがとうということで、この場を借りてありがとうということで言っておきたい。

ただし、選挙になれば立候補するということです。

また、皆さん頑張っていただきたいと思っております。以上で、何か原稿を書いてきましたけれども、原稿と違うことを言ったのか知らんけれども、原稿を見ないでぺらぺらとしゃべりましたので、私の頭にあることをぺらぺらとしゃべりました。町長にも失礼なことも言ったかも分かりません。

そうということで、あと2年の折には必ずや町長選挙があるかないか分かりませんが、町長やってくれよ、吉田さんやってくれよというようなあと2年間の実績を残して頑張ってください。

議員の方々も、今何か状況を見れば選挙になるようですので、頑張って皆さんやってください。

どうもいろいろとありがとうございました。失礼いたします。

以上、終わります。

議長（市濱等）

以上で、13番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

それでは次に、1番 松本光雄君。

1番（松本光雄）

私は3つの問題を質問したいと思いますので、よろしく。

まずは、この町、高齢者の皆さんが圧倒的に多いんです。そういう中において、今まで私たち経験したことのない人たちが相当おいでということは、働かんとして生活をされている方が相当おいでます。時代の移り変わりとはいえ、我々の想像のつかないこういう時代になりました。

というのは、皆さんお分かりと思いますが、戦後いろいろ時代が変わり、今、厚生年金で生活をされている方がいかに多いか。我々は想像つかないことなんです。

別に年金者をどうのこうの言うわけでないんです。そういう働かないで何とか生活をしていらっしゃる方もおいでということ。その人たちが圧倒的に多いです。

それでその人たちの日常を聞くと、今さらたいそうするのも嫌やと。しゃばが変わって、昔なら孫のため、家のために畑でも山でも頑張ったもんやけど、今それは全然通じない。そういう時代なんです。皆さんに話を聞くと、生きているんじゃない、生かされているんやというようなニュアンスの言葉を吐かれる人もおいでました。

いろいろ話ししていると、しまいには本音が出て、ピンコロ。初めはピンコロという意味が分からなかったですけど、よう話ししていったらピンピンしとるうちにコロッと逝きたい。そういう悲しい言葉も何人かの口から聞きました。それを聞いたときには胸が痛みましたよ。

そういうことで、僕は圧倒的にこの町は高齢者が多い。そういう中で、希望がない、あれがない。こうしてあげたい、ああしてあげたいということだけではどうかと思ひまして、皆さんの声を聞く、そういう場をおのおのの地区地区につくっていただいて、こちらからあれをしてあげる、これをしてあげるということよりも、皆さんからの声をすくい上げることに力を入れたらいかがでしょうか。

これが僕の一番最初の問いたい問題です。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

高齢者の皆さんからのご意見を伺うべきだというようなご質問だったかと、意見だったかと思ひますけれども、当然ながら、これは町長になる前から、議員のときからそういうふうと考えておりましたし、各担当課には見回り活動などの上で、皆さんからご意見を頂戴しているかなというふうに思っておりますし、時間があるときには私自ら、特に仮設住宅のほうには足を運び、皆様のご意見を頂戴するように心がけております。

今後も引き続きそのように行動してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（市濱等）

1 番 松本光雄君。

1 番（松本光雄）

話したいのは、皆さん、当たり前のことなんですが、高齢者の多いこの中、健康問題が一番大事なことです。

そこで僕は、誰彼なしに健康維持のために皆さんの集まっていただけ場所をつくっていただけたらどうかなと思ひまして、略して健康広場と僕は勝手に名前をつけたんですが、各自に運動せいと言うたって、する人としらない人と人それぞれなんで、そこで、あっちこっち地域地域、相当あるはずなんで、健康広場をつくって、そこへ集まるだけでも運動になる。また、集まると会話も発生する。それが我々素人の考えの健康維持ではないかと思ひます。

そういうことで、健康広場、これは表向きの僕が勝手につけた名前なんですけれども、集まったついでに、そこに農作物を植えて管理して、できたらそれをみんなでいただく。本音を言うと健康農園なんです。

集まるということは、そこにおいていろんな発言が発生します。じかに私たち町民の声がいろいろ聞けるわけなんですよ。わざわざ町民の意見を聞く場を特別つくらなくても、そういうのを利用して、そういうところで皆さんの言われる言葉が本音の言葉だと思います。そこで、この頃の皆さんはそんなことを思っているのか、そんなことをしてほしいのか分かるんです。

だから、こういうのもやってあげる、ああいうのもやってあげるって、これも大事ですけども、今、地域の皆さんが何を求めているのか、そういうことも大事かと思ひます。

そういうことで、僕は、表向きは健康広場、だけど中身は健康農園。そこで経験されたいろんなことがまた役に立つんです。ということは、品物を作る喜び、できた喜び、それを生かすこともできる人もできてくる可能性があるんです。こんななか、これを作るにはこんなんやったんか、これを作るにはこんなんやったんか。

そこで自然と僕に言わせれば内部産業、そういうことに発生する可能性もあるかと思ひまして、できれば体裁のいい言葉で、さっき言った健康広場、そういうのをちょっと関心を持っていたけたらなと思ひますので、いかがでしょう。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

高齢者の対策、そしてそうした高齢者の生きがいづくりについてのご意見かというふうに感じました。

それについて、今現在、能登町が行っております施策についてご説明をさせていただきますと思います。

何か先ほど広場というふうにおっしゃいましたけれども、そのようなものというのは、もう既にこちらのほうで用意しているかなというふうに思っております。

人生を自ら自分らしく元気に過ごすためには、閉じ籠もり防止と介護予防が非常に重要であると考えます。町では、通いの場や集会場でのサロン、高齢者交流会、公民館行事などを実施し、日々の外出の機会を提供することで、体力の保持、心地よい交流、介護予防を推進しております。

また、長期化する仮設住宅の生活におきましては、全国からご支援をいただいたグリーンカーテンや花の苗プランターを各自治会で育てる活動が適度な運動やコミュニケーションの場となっております。

議員がおっしゃいました農業体験といったところも、こちらで実施されているのかなというふうに思いますし、もう少し広い農地を使った農業体験というのが地域住民の皆様から声が上がったときには、町としては考えていきたいというふうに思っております。

今後も高齢者の方をはじめ、被災された皆様の生きがいや健康づくりの取組を進めてまいります。

議長（市濱等）

1 番 松本光雄君。

1 番（松本光雄）

3 番目は、町長さんに直々お聞きしたいんですけど、この町は何百年も昔から海を利用する、田畑を利用する、つまり 1 次産業で来られた町なんです。1 次産業というのは、今言うて今すぐできるわけないんです。僅か米を作っても、春植えて秋しか取れないんです。だからこれから 3 年先、5 年先、あるいは 10 年先、我が町はこういうことを将来の展望として計画を立てる、立てていくんやということが僕はいいかなと思ひまして、町長さんに、できればのことですけど、何年先かの計画、できましたら一言聞かせていただければ幸いに思います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

能登町の将来についての計画のご提案があったかなと思います。

町には既に復興計画、そして第3次総合計画が示されており、その中に何年後先までの計画が載っております。まずはそれに従って計画を実直に進めていきたいと思ひますし、当然ながら3年後、5年後には柔軟に、その行く道を変更したり、つけ加えたりしていく必要があると思ひておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（市濱等）

1 番 松本光雄君。

1 番（松本光雄）

町長さんには、いろいろと気を遣ってもらって、ありがとうございます。

これをもって僕の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、松本光雄君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩したいと思います。

再開は11時ちょうどということで、よろしくお願いします。（午前10時50分）

再 開

議長（市濱等）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前11時00分再開）

それでは次に、5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

それでは、一般質問をいたします。

1 番目は、子供の安心・安全な育ちについてということで、こども性暴力防止法について問う質問でございます。

昨今、教員による児童生徒への性犯罪事件が各地で発生し、社会的な深刻さが改めて浮き彫りになっています。今年度においても教員による盗撮事件など

わいせつ事案が発生しており、子供たちの安全確保の必要性が一段と高まっています。

令和8年12月25日に、こども性暴力防止法が施行されます。こども家庭庁のホームページによると、こども性暴力防止法の施行後、この法に基づく全ての事務手続は、こども性暴力防止法関連システムを通じて行うこととなり、対象事業者は、このシステムの登録に当たって、システムにログインすることがまず求められます。

対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される学校設置者等——これは義務対象者ですね——については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができる必要があります。

このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、こども家庭庁では、令和8年4月から施行日までの間に、所轄省を通じて事業者情報を取りまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定になっています。

学校設置者等は、令和8年4月から7月の指定期間中に、こども家庭庁に事業者情報を事前登録する必要があります。まずは、学校設置者等に当たる本町のこの防止法に関する認識と具体的準備状況について、町民が理解できるよう説明をお願いいたします。

議長（市濱等）

教育長、眞智富子さん。

教育長（眞智富子）

田端議員のご質問にお答えいたします。

性暴力は、子供の心身の発達に深刻な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、決して許されるものではありません。

子供を性暴力から守るために、この法律が成立し、今年の12月25日に施行されます。官民間問わず、子供に対して教育、保育などを行う対象事業者は、こども家庭庁の定めたルールに従い、性犯罪事実確認や被害の早期把握、相談しやすい体制整備など、性暴力を防止するための取組が求められています。

当町の準備状況ですが、こども家庭庁から示されている対応スケジュールに基づき、子供と継続的に接する業務を行っている職員などへの犯罪事実確認体制の準備と、教員をはじめ、スクールバス事業者などの業務委託事業者も含めた幅広い対象の職員に対し研修を実施しているところでございます。

以上です。

議長（市濱等）

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

教育長、ありがとうございます。様々な犯罪が起こっている状況にあって、しっかりと犯罪を予防していく、そういった形の仕組みをつくっていくという形になろうかと思います。

それに対してしっかりと、例えば犯罪歴があった場合に対しては、その職員の配置転換、また解雇等も含まれていく。そういった形の法律になっている。このような形だと思います。

そこで、現場の視点から、性暴力や暴力行為、ネットによる悪質な投稿など不適切な行為の疑いを把握した際に、まずはどこに通報や相談をするのかが悩ましい課題となります。被害者の立場に立っていち早く行動を起こすことが現場の責務ではありますが、教育委員会などの行政機関が先なのか、警察が先なのか。ケース・バイ・ケースのような対応では初動対応が遅れ、被害者のみならず加害者にまで大きく禍根を残す可能性が考えられます。

そこで、本町としては、こうした場合の相談体制についてのご所見を伺います。

議長（市濱等）

教育委員会事務局長、浜本悟君。

教育委員会事務局長（浜本悟）

性暴力に対する相談体制ですが、まずは早期発見の重要性からも、子供に対する日常的な観察、子供の発達段階や特性に配慮しながらの面談やアンケートが必要と考えています。

また、事案が起こった場合に迅速に対応できる体制とルールづくり、そして子供や保護者が相談しやすいように、学校、教育委員会はもとより性犯罪被害相談電話や児童相談所などのほかの公的な相談窓口もさらに周知しまして、ケースに応じて複数の相談先から選択できるようにしていきたいと考えております。

不適切な行為があり、相談、報告などが確認された場合には、事案に応じて対応チームを編成しまして、子供がふだんどおりの安心した生活が送られるようにすることや、情報漏えいなどの二次被害につながらないように配慮しながら適切な対応を行いたいと考えていますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

ただいま準備状況もそれぞれ進められているということで理解することができました。

こども性暴力防止法では、主に事業者、私、この場合については学校側に求めているわけですが、義務違反があった場合の罰則が設けられています。

詳細は求めませんが、不適切な運営を放置したままにさせないよう、行政が段階的に介入する仕組みになっていることを踏まえ、防止法施行日までは、本町の学校において防止法に基づく安全確保の全体像が保護者とともに共有されている必要がありますので、その部分、またさらにご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、2 番目の質問に移ります。オストメイトの方々の生活支援を求めということで、2 番目の質問をさせていただきます。

ストーマ装具の補助率の確保ということですが、オストメイト、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、ちょっと説明させていただきますと、大腸がん等の手術後に生活支援の形の装具をつけておられる方がおいでですね。そういった方々が、今現在、医療の技術も進歩しまして、大腸がんになったとしても、そういった形で自分の人生設計をさらに進めていくことができるような、そういった形の医療技術が発達してきて、今問題になっているのは、ストーマの装具を常にしていかななくてはならない、そういった方々の支援をということで、今日はお話をさせていただきたいと思います。

近年の物価高騰によりまして、ストーマ装具の価格が継続的に上昇しております。市町村主体の現行の給付基準額では、実際の装具費用との乖離が拡大し、利用者の経済的負担が増大しており、医療との合算によりオストメイトの方々の生活費圧迫が深刻化しております。また、オストメイトの人口が増加傾向にあることも踏まえる必要があります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日常生活用具給付等事業において、制度と実態とで大きな乖離が生じております。

このストーマ装具の補助率をお願いしたいということは、私は23年の9月議会において当時の町長に要望もいたしました。その当時の町長は、2市2町の協議会に諮って、また検討を進めていきたいという答弁でございました。

行政は継続性が大事だと思いますので、そういった話の中で3年たちました。その話も出ているかなということも思って質問したわけですが、今年に

入ってからは、特にナフサの供給不足によってストーマの装具が不足しているという実態にもなって、さらに物価高にもなっている。生活困窮度が非常に、オストメイトの方々にとっては生活困窮度が非常に緊迫しているという状況にあります。したがって、補助金の上乗せを強く求めるものでございます。

この補助金の制度につきましては、今現在、制度上は国が100分の50以内、県が100分の25以内、町が残りの25%となっておりますけれども、現実にはこの半額程度の補助となっていて、利用者の負担が課題となっております。

この現状を認識しまして、県と国への要望を求めるとともに、町としても利用者の窮状を鑑み、対応をお願いするものであります。答弁をよろしく願いいたします。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

田端議員のご質問に答弁いたします。

ストーマの保有者に対する支援につきましては、先ほど議員の説明にもありましたけれども、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、能登町地域生活支援事業を設け、助成しております。

助成内容は、ストーマ管理に使用する用具の1か月当たりの基準額を町で定め、その基準額から利用者の所得に応じ設定された自己負担額を差し引いた額を助成しており、基準額を超える部分は利用者負担となっております。

また、地域生活支援事業に対する町への支援としましては、国が対象経費の2分の1、県が4分の1負担している状況です。

奥能登では、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりに必要な支援を行う協議の場として、2市2町の障害福祉関係者で構成された奥能登地域自立支援協議会を共同設置しております。ストーマ補助の上乗せなどにつきましては、物価高の影響で利用者の負担が増えているとの声も伺っていますので、今後、県内市町の状況も確認し、障害者の福祉の向上につながるよう、協議会でもさらに取り上げて協議してまいりたいと考えております。

また、国や県に対しましても、現場に即した支援につながるよう利用者の実情などを伝えていきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

前向きな答弁、ありがとうございます。

これは国と県への要望も重なってまいりますので、町長にもその見解をお願いしたい。よろしくお願いします。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

先ほど担当課長が説明したとおり、県、国にも要望してまいります。

議長（市濱等）

5 番 田端雄市君。

5 番（田端雄市）

もう少し何か覇気のある答弁が欲しかったんですけど。

次に、オストメイトの方々の町内の人口増加を考えまして、また今後の観光交流人口を考えると、オストメイトの方々がストレスなく出かけることができるような配慮をすべきではないかと考えております。

もちろん災害等の場合、また避難者におけるトイレの必要性の認識は大いに語られるところであり、それはオストメイトの方々にとってはより重大な必需品となります。

このことから、観光施設や公共施設などについては、この観点から整備していくべきと考えますが、町長の考えを求めます。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

では、町内公共施設のオストメイト対応トイレの整備状況についてではありますが、真脇ポーレポーレなど観光施設では19施設のうち3つの施設で、また、小中学校や公民館など教育関連施設については29施設のうち10施設で、合計48施設のうち13施設においてオストメイト対応トイレが整備されております。

整備率にいたしますと約30%弱となっており、今後、建て替え予定の公民館や新たな施設の整備、また大規模改造等の際には、オストメイトを含め様々な事象に対応できるバリアフリースイレを整備いたしますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

13施設において、そういう対応のトイレがあるということでお聞きしました。非常にありがたい話だと思いますし、また、今後の整備についても視点がそういう自分の視点の中に入っているということで理解できましたので、ありがたいことだと思います。

ただ、先ほどもお話ししたとおり、観光に来られる方、また地元町内のオストメイトの方々がどこに何があるかということがよく周知できるような形にぜひ持って行ってほしいと思います。

私らでもそうですけれども、やはり出かけるときには、どこにトイレがあるのかなとかということを気にしながら出ますので、ましてやオストメイトの方々はそういったことは非常に繊細な思いがあると思いますので、その部分をしっかりと受け止めて進めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、3点目の医療的ケア児支援法の改正を踏まえた町の対応を聞くということでございます。

本年7月24日、与野党全会一致で成立した改正支援法により、支援対象が18歳以上の医療的ケア者や重症心身障害児者へと拡大され、令和9年4月の施行に向けた体制整備がスタートいたしました。

この改正について、町民が理解できるような説明をお願いしたいと思います。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

ご質問に答弁いたします。

医療的ケア児支援法の改正につきましては、名称が医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律へと改められ、令和9年4月1日から施行されます。

今回の改正のポイントは、１８歳に達した後も、切れ目なく保健や医療、福祉サービスを受けながら住み慣れた地域で生活を営むことができるようにすることにあります。

主な内容としまして、支援の対象が医療的ケアが必要な１８歳未満の子供に加え、１８歳以上の医療的ケアを必要とする方、また重度の知的障害と重度の肢体不自由が重なる方、重症心身障害者が追加されました。このほか、家族の休息支援として一時的に預かり必要な保護を行うサービスや、在宅勤務など本人の状態に応じた働き方の確保といった生活、就労などをはじめとする各支援施策の充実、また、県が設置している医療的ケア児支援センターとの連携強化なども挙げられております。

今後、施行までに関係機関と情報共有を図り、必要な準備を進めていきますので、ご理解をお願いいたします。

議長（市濱等）

５番 田端雄市君。

５番（田端雄市）

ただいま説明いただきました。

従来１８歳未満の人を対象にしていた医療的ケア児に対しては、１８歳以上もその形を継続していかれるということなので、当人の方にしてみれば非常に安心感が出てくるような話になっていくのではないかなと、このように思います。

それからまた、重症心身障害児についても、同じく、やはりそういう形の継続性を持った医療行為が受けられるということで、安心感が与えられる、そういった法律になってきたというふうにして理解しました。

そのほかに、私がちょっと思ったのは、今回の法改正では、我が公明党が強い提案をいたしまして、地域格差の是正が明確に規定されたところであります。

この中で、今、県がこの法律改正によりまして、医療的ケア児等支援センターの機能強化をもって、そして今ほど話が合った医療とか、それから教育、就労、それから防災なども包括的に関わっていくという話も聞いております。

そういった形の中で、本町において令和９年４月の改正法施行を見据え、都道府県が設置する医療的ケア児等支援センターや近隣自治体、関係機関との連携を強化し、本町における支援の受皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えますけれども、当局の見解を伺います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

町では、対象者が18歳になった後も、相談や訪問看護などサービスを継続し、切れ目のない対応を行っておりますが、町内の事業所だけでは人材や社会資源が限られてしまいます。

これは奥能登2市2町が共通して言えることであり、こうした社会資源やマンパワー不足を補うために奥能登地域自立支援協議会を共同設置し、障害への理解啓発、人材育成の研修など地域課題の解決に向けた取組を行い、対応しているところでございます。

また、相談窓口として相談支援事業所3法人与委託契約を結び、福祉サービス等の調整や病院、専門機関等へのつなぎなど、希望する日常生活を継続できるよう支援を行っております。

ご質問の受皿の拡充と地域格差の解消については、こうした協議会の活用や相談支援体制の機能強化、県の医療的ケア児支援センターをはじめ他機関との連携ができる体制づくりを構築し、当事者やご家族が不安なく暮らせるよう対応に努めてまいります。

議長（市濱等）

5番 田端雄市君。

5番（田端雄市）

2市2町の体制もできていますということでございます。しっかりとその体制で進めていただきたいと思いますと思っております。

私が一つは地域格差について述べましたのは、この地域格差は、単純に物理的には受けられる医療機関が遠いとか、そういった遠距離であるというような話も出てきますし、様々な問題があると思います。

この問題については、まだこれから話だとは思いますが、この地域格差を是正するために、今、医療的ケアを必要とする町内の当事者がどんな課題を持っているのか、そして、どんな家族の構成の中でそういう人らが生活をされているのかということをしつかりと詳細にそれを調査していくことが、町内の、本町の対応がしっかりと定まってくるのではないかとこのように思っております。

そういった意味では、今後の調査のやり方によって町の特徴が出てくるのではないかとこのように思っておりますので、そういったぜひ当事者に対するアンケート、また調査などを実施するということをしつかりとお願いしたい。

これを質問はいたしませんけれども、それを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、5番 田端雄市君の一般質問を終わります。

それでは次に、14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

今出てくる前に、志幸議員から激励なのか冷やかしのなかを受けましたが、私は今日朝一番に、志幸さんの質問に入る前のご挨拶に大変感動しました。そんな意味では、やっぱり同級生、同じようなことを考えておるのかなというふうには思いました。

私も冒頭挨拶では、志幸さんのご挨拶にかぶる部分があるやもしれませんが、どうかお許し願いたいと思います。

穏やかな能登で大過なく過ごしてきた私たちにとって、想像だにできなかった能登半島地震に被災して、能登人は悲しみ、苦しみ、そして別れ。そうやって2年8か月を闘ってきました。

また、この夏は30度Cをはるかに超える酷暑。線状降水帯で大雨、洪水と甚大な被害に遭いました。

日本のみならず世界であちこちで大地震が起きており、ネパールの土石流、そして先般テレビを見ていましたら、2030年にはアルプスの氷河がなくなって景色が変わるかもしれないというふうにありました。世界が、地球がこらえ切れずに崩壊の一部を伝えているのかもしれない。

そんな中、私たちの能登町は、8月1日付で人口1万2,283人。2025年10月1日付の現在の老年人口、これはもう少し高くなるかもしれませんが高齢者割合は半数以上の54.7%。子供たち、小学生の児童数は、あの時点ではたった339名。ここ5年間でほぼ1割減ということですね。

そして人口の減少率は、全国で1位の珠洲市が34.1%の減少率。全国3位の輪島市でも26.6%。そして我が能登町が18.9%の減少率で、全国で何と11位です。

もう一度言います。人口で1万2,283人、児童数は339名、高齢化率は54.7%、減少率は18.9%。典型的な少子高齢化自治体であります。

ただ、気休めにもなりません、今、日本の田舎の大半はほぼ同様の悩みを抱えています。私どもはたまたま地震に遭ったからクローズアップされていますが。日本のありようがおかしいのか、地方、田舎はみんな同じ問題を抱えて

います。

そんな中での復興ですから、能登町の働きが、復旧・復興が見本になって、その一助になればいいなというふうに思っています。

本日は、大きくは2件について、そしてそのおのおのは3点について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

1件目は、公立宇出津総合病院の健全な維持、堅持についてお尋ねしたいと思います。

宇出津病院は、私は急性期病院というふうには、法的にはそうなっていますが、慢性期病院の面も時には併せ持っている病院だと思っております。定期的に通院する特に高齢者の患者さんにとっては、安心を感じることもできる大事な社交場、コミュニティの役割を果たしていると思うが、町長は管理者として病院の存立をどのように見ておられるのか、お示し願いたいと思います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

宇出津病院は、議員がご指摘のとおり、町民の皆様にとって身近な医療機関として重要な役割を果たしております。

ただ、社交場というふうなご発言がありましたけれども、病院は社交場ではなくて病気を治すところでありますので、それはちょっと違うかなというふうに思っております。

現在進める奥能登新病院構想では、新病院に急性期、回復期の入院機能を集約し、断られない救急医療体制を構築する一方で、宇出津病院はサテライトとして診療所に転換し、地域住民の患者の医療アクセスを確保することとしております。

私は、宇出津総合病院の存立は、奥能登全体の医療提供体制の中で重要と考えております。新病院とサテライトを一体的に運営することで、地域住民にとって最適な医療環境を実現し、さらなる健康寿命延伸につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

そうですね。社交場はちょっと言い過ぎですね。せめて情報交換場と云えば

よかったかなと思っております。

今ほど町長の答弁で、サテライトという言葉が出てきましたのは、実は現在、皆さんみんなが知っていることなのですが、奥能登の2市2町にとっては新病院の建設が最大関心事であります。

ただし、私は、今サテライトという言葉があったように、この病院がしっかりと残ることが議論の一丁目一番地だと思っております。2025年3月の最終決算で、珠洲で6億5,000万、輪島で6億、私どもの宇出津で5億、穴水で2億、トータル19億5,000万。この赤字決算が新聞で報道されておりました。

また、本年3月の年度末には、Aという先生の去就が大問題になりました。この問題については、今さら蒸し返そうとは思いません。思わないけれども、患者の一人一人にとっては命に関わる大変な問題であったというふうには思っております。

そういう意味で、私は、この問題のみならず、病院の運営は経営主体、事務局、医局、特にドクターの確保には大変な苦労があるんであろうというふうに認めますが、大変きつい言い方をすれば、これまでの長い期間において、病院経営について管理能力の不足、マネジメントにいささか難点があったのではないかと推測するが、町長は管理者になって1年ちょっと。どんなふうにお考えか所見を求めたいと思います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

これまでの宇出津総合病院の運営マネジメントを振り返りますと、人口減少や少子高齢化、さらには医師及び看護師等の不足という厳しい状況の中、院長をはじめとする職員が一丸となって地域医療の維持に全力を尽くしてまいりました。

しかしながら、単独の自治体病院として、高度化する医療需要への対応や医師確保の厳しさ、さらには年々厳しさを増す経営状況の維持には非常に大きな困難を伴ってきたことも事実であります。

マネジメントにおいては、限られた医療資源の中で地域住民の命と健康を守るために、苦渋の選択や懸命な努力が重ねてこられたものと捉えております。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

1 4 番（鍛冶谷眞一）

なかなか前任の方に苦言を呈することが難しい。そういう意味では、吉田町長は非常に紳士的な、病院が抱えるスタッフ不足、特にドクターの確保等、大変難しいところを何とかここまで踏ん張ってやってきたというお答えだったかなというふうには思います。これは公立病院みんなが抱える問題ですから、もう一度真摯に向き合わねばならないかなというふうには思います。

さて、その3点目として、少し明るく提案をしたいと思います。

町長には、月に1回から2回でもいいから病院に赴いてもらって、医局や事務局、病院で働く人。むつみ会、そんな会があったかな、親睦団体があつたはずです。そういう人らと、たまには昼食を共にするとか、どうやというような声かけで管理者が見てくれたら、働く人もやはり自分のことを分かってくれているという認識が働いて、もっと頑張っていこう、スタッフ足らんけれども、ここは私らが頑張ろう、そんなふうになるかもしれないし、ドクターも、なかなかきつと管理者がちゃんとドクターと向き合う病院、公立病院は少ないと思っています。この宇出津病院はすごいね。管理者の町長がちょこちょこ僕らの意見を聞いてくれるよと。そんな病院になればなという夢を描いております。

いかがなものでしょうか。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

現在、宇出津病院は、将来の奥能登新病院構想に向けたサテライトへの機能転換という過渡期にあります。こうした変革期にあつては、行政のトップダウンや机上の議論だけではなく、現場で日々患者様と向き合い医療を支えてくれている医師、看護師をはじめとするスタッフの生の声を聴き、同じ目線に立つことが大切だと考えております。

スタッフとの意見交換の場を計画していたところでありますけれども、特に医師、看護師との対話する時間帯については、勤務を終えるタイミングなどを考える必要があるのではないかなと思っております。

また、月に一、二回のペースでは、求められれば私は構いませんけれども、スタッフの負担が増えるのではないかなというふうにも思いますので、年単位で考えていきたいというふうにも思っております。

今後も町民の皆様の命と健康を支える宇出津病院の現場を守り、そして未来

へつないでいくため、管理者として現場の対話を大切にしていきたいと思います。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

月に1回、2回と言ったけれども、具体的には特定はされませんでしたけれども、病院に対しての意欲的な考えを聞いて安心しました。

谷内江昭宏金大副学長、あの人は、たしか輪島の深見の出身なんです、この方がこんなふうにおっしゃっています。既存の病院でかなり重要な、今とは違った役割をサテライトは果たすべきだと思う。サテライトとは、外来診療だったり訪問診療、訪問看護の役割を果たす重要な役割がある。そんな意味では大変重要な拠点になると。サテライトは、だからむしろ新しい病院ができれば、もっともっと仕事の量が、質が求められるんだというふうに理解したいと私は思っています。

それでは次に2件目の質問に移ります。

地震の発生で、経済的な理由を含めて能力のある人、ご縁のある人、手段のある人、住むところがない人、これを機に施設に入った人。私の周りにも様々な事情で町を離れ、たくさんの人が町から消失しました。幸い頑張っただった人は、この町が好きで、家守、墓守をどうしてもしなきゃいけない人、今さらこの町から出られんわいね。中には祭りが大好きで残る、こんな人もいたはずで。

何であれ我が町、能登町にしっかり踏ん張る人に心から敬意と感謝を申し上げます。町としても、今残っている人に少しでも、ちっちゃなことでもいい、支援が増えていけばいいなというふうには思っています。

そんな中、そこに、地域に生きる人々の精神の大きな支えとなっている神社仏閣の再建支援についてお尋ねしたいと思います。

まずその1点目として、町には地域コミュニティ施設再建支援事業という事業がありますが、この事業の概要、中身、そして目指すものをお示し願いたいと思います。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

この事業は、県の復興基金事業となり、被災した地域、集落の地域コミュニ

ティを維持するために、復旧が必要と町長が認定する施設等の再建に要する経費を支援するものでございます。

対象となる施設は、神社、お寺、集会所など、専ら地域の住民が利用していること。また、地域の住民が主体となり維持管理していること。そして、地域の住民が参加するお祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後活用を継続する施設が支援対象となっております。

対象事業は、被災した施設の建て替え、修繕となります。新規で建てることや単に物品の購入など機能強化に関する事業は対象となりませんので、ご理解願います。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

私もこの内容をいただけてきました。これは経費の4の3そして1施設当たり1,200万ということが限度というふうになっているのですが、なかなか70代、80代の人しか残っていない在所で、世帯数が半分になったところで、その氏子なり、もしくはお寺さんの場合でしたら門信徒、そんな方々に大きな負担をしてもらうのは大変苦しいだろうなと思います。

さて、不確かな情報ですが、他の自治体では当町が規定している補助金額を超えた補助をしていると新聞が報じていたように記憶するんですが、調査してこの状態があったのかなかったのか。たしか輪島で3,000万、穴水で2,000万というような補助金額が出ていたように記憶するんですが、私、いっぱい新聞の資料を残しているんですが、これがどうしても見つからないので、ここで聞きます。

前知事の馳浩さんは、創造的復興には文化の力が欠かせない、そう力を込めておっしゃっておられました。能登の文化を絶やすわけにいけないと思います。

どうか自治体の工夫と知恵で何とかなるものかならないものか対処をしてほしい。その意味では、ずばり言うと補助金額の増額についても大英断を求めたいが、いかがですか。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

では、私からは、今の地域コミュニティの支援事業につきましての現状につ

いて答弁させていただきます。

当町では、県の交付基準であります事業費の4分の3の補助、そして議員がおっしゃいますように上限額を1,200万と定めております。

また、近隣の今議員おっしゃいました輪島市等々につきまして少し調査をいたしました。近隣の輪島市、珠洲市、穴水町につきましては、独自で補助額を上乗せしております。輪島市、珠洲市が事業費の10分の9、90%補助で上限額を3,000万円としておりました。そして穴水町は事業費の10分の9、同じく90%補助で上限額は2,000万円となっております。

現状についてご答弁させていただきました。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

今の総務課長の答弁ですと、自治体でそれなりのもう一つ違ったほうからの補助を入れたら、ある程度は実質増額になるんだというふうに捉えてよろしいですか。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

先ほど答弁の中で、現況、当町、そして近隣市町の現状について答弁させていただきました。

増額等につきましては、私は答弁の中で、増額の可否についてはご答弁を控えさせていただきますと思います。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

通告に出している3点目、ほぼ同じことをどうも私、問うているようですから、分かりました。また新たに、こんな方法もある、あんな方法もあるを工夫するのも執行の仕事だと思います。どうかそういう思いでやってほしいし、私は、吉田町長にはそれができる人だと思っています。

たしか今年の正月にも、国重の在所に残っていた「あえのこと」がなくなる

かもしれないというとき、町長は、ご自分があえのことのご神事を自ら体現してくれました。日頃からうちの向かいにあるような神社への、神仏への帰依も多いというふうに私は思っております。普通の人以上にそういうことを考えている人だというふうに思っていますので、あえて3点目は、これ以上の愚問は避けましょう。どうかお願いしますというふうに言って終えたいと思います。

さて、降壇するに当たり、私は大きな夢があります。それは今議会はこれで終わりますが、この先、能登町にとって、吉田町長と、もう一方、大変大事なキーパーソンとして堂前県議がいます。年齢も非常によく似ていて、議員の同期でもありました。いつか2人で、いえ、私たちが入って、みんなでスクラムを組んで県にお願いに行く。そんな日が来ることを、実現せねばならないという夢を持っております。

どうかそのときは少し心を広げて、私たちの勝手な言い分も聞いてやってください。必ずそれができると信じて、この質問を終えて降壇したいと思います。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

14番、鍛冶谷君。答弁できるそうですから。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

神社仏閣等の修繕費の補助金についての増額といったところで提案がございましたけれども、まず、神社仏閣等について私の考え方を述べさせていただきます。

今現在残っております神社仏閣につきましては、先人の皆さんが今よりも人口が多い規模の時代に、我々の気持ち以上の気持ちを持って、そして精いっぱい神社仏閣等を築き上げていただいたというふうに思っております。

ですから、今現在の我々の人口規模では、それをはるかに超えた立派な建物が残っていると思います。それに対して、修復、再建するに当たりまして、地域の住民の皆様もお考えいただきたいのは、元に戻したいというのはもちろんでしょうけれども、やはり現在の人口規模に応じた、そして今後維持していく上で将来の皆さんが維持しやすいような、そういった建物を再建していく必要があると思っております。

ですので、やはり地域住民の皆さんが時間もお金もしっかりと使っていて建設していただくということが、将来にわたって神社仏閣等を大切に残していっていただけるものというふうに思っておりますので、現在の当町の1,200万円の助成では少し不足しているところがあるかと思っておりますけれども、

その辺もお考えいただきたいというふうに思います。

また、輪島や珠洲においては、当町よりも大きな被害がありますので、神社仏閣も屋根がぺしゃんこになって崩れているような神社仏閣があります。そうしたところで、当町よりも大きな助成金を出されているのかなというふうにも思っております。

この辺につきましても、我々は考えていなかったわけではなくて、そういった事情もあるというところで、地区住民の皆さんからご意見等を賜れば、こちらでも考えていきたいというふうに思っております。

そして最後に、このことについて国に県に要望しに行くというお話なのか、それとは別にという話なのか分かりませんが、今現在、町議、そして県議の皆さんとも協力していく必要があると思っておりますし、決して県議の皆さんにつきましても当町に対して協力をいただいているというわけでもないですし、私も頼りにしておりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（市濱等）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

一旦下がったのに、申し訳ありません。

大変大きな思いを持っておられることに対して、改めて感謝もし、今聞いていて胸が膨らむ思いでした。

また一步、みんなで歩みましょう。そんな思いでこの席から降りたいと思います。ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、14番 鍛冶谷眞一君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時より再開いたします。（午後0時02分）

再 開

議長（市濱等）

それでは、会議を再開いたします。（午後１時００分再開）

次に、７番 南正晴君。

７番（南正晴）

それでは、一般質問の通告が許されましたので、質問に入りたいと思いますが、その前に、昨日、私、男子バレーのアジア大会の決勝を見ておまして、私も中学校、高校と若い頃ですが、身長は小さかったんですがバレーボールに打ち込んだ６年間で昨日試合を見ていて思い出しましたが、私がバレーに打ち込んでいた頃の５０年前とはもう戦術や戦い方、また日本人の体格が全く違うなど。時代に応じて変わってきたんでしょうけれども、あれを見ていて感動したのは、日本人が私が小学生のときでしたかね、男子バレーはミュンヘンオリンピックで金メダルを取りまして、それから長い低迷期に入りまして、ここ何年かでまた男子バレーが強くなったということなので、歴史は繰り返すのかなと思いながら、自分も年を取ったなという感じで見ておりました。

とにかくオリンピックの出場が決まったということで、一バレーボールのファンとしては非常に喜ばしいことだったなと思って、ただそれに感動しただけのことなので質問には全く関係ありませんが、お話ししました。

それでは、通告順に従いまして質問に入りたいと思います。

まずは、私の地元、柳田総合庁舎のトイレの利用のことについて質問をいたします。

柳田総合庁舎、新しくなって開設された。当時は、あの庁舎に併設されているトイレは外部からの利用が可能で、２４時間というか夜中でも利用は可能だったと私は記憶しております。

それは地震直後は、確かに水も来ておりませんで利用できなくなったのは覚えておりますが、いつの間にか現在、夜間というか時間外の利用ができない状態になっております。

柳田総合支所というのは、柳田地域の行政サービスの拠点であり、多くの住民にとって身近な公共施設であると思っております。総合支所の窓口開放時間は午前８時３０分から午後５時１５分までと認識をしております。

柳田地域を通行する住民や車両、仕事などで夜間に移動する方にとって、いつでも利用できる公共トイレがあるということは安心にもつながると思います。

そこでまず伺いたいのですが、柳田総合支所のトイレが閉庁時間に閉鎖をされるようになった理由をお聞かせください。

議長（市濱等）

柳田総合支所長、小路芳宏君。

柳田総合支所長（小路芳宏）

南議員のご質問にお答えいたします。

柳田総合支所のトイレにつきましては、これまで地域住民の皆様の利便性を図るため、夜間や休日も開放し、維持管理を行ってまいりましたが、近年、夜間における不適切な使用や喫煙、ごみの不法投棄などが見受けられるようになり、安全かつ快適にご利用いただける環境が損なわれる状況となっております。

当総合支所におきましては、これまでも注意喚起等の改善対策を講じてまいりましたが、残念ながら状況の改善に至らなかったため、現在、平日は午後5時15分から翌日午前8時30分まで、また土日祝日は終日閉鎖の措置を取らせていただいております。

以上です。

議長（市濱等）

7番 南正晴君。

7番（南正晴）

ただいまの支所長の答弁で、ごみの不法投棄や不適切な利用というのがありますが、あまりどういうことなのかと思うんですけど、そういったことが理由で利用を止めているのなら、防犯上の問題とか、それから庁舎管理の問題などかなとも思うんですが、それは理解できます。公共のトイレというのは、いろいろいたずらされたりもするというふうには聞いておりますが。

ただ、管理上の問題があることと、私が思うには、住民が利用できないということとは、やはり分けて考えるべきではないのかなと思いますので、例えば外部からの出入口付近に防犯カメラの設置や、また人感センサー付きの照明などを取りつける、もしくは冬場は柳田地区、そんなに出入りというか人の夜間の外出はないと思うんですが、せめて夏の期間だけとかのように期限を区切って開放するとか、先ほど言われたように、利用者へのマナーの徹底的な啓発など、時間外利用をするための方法は幾つか考えられるかなと思うので、その辺のご検討を願いたいのですが、いかがでしょうか。

議長（市濱等）

柳田総合支所長、小路芳宏君。

柳田総合支所長（小路芳宏）

それでは、お答えいたします。

当総合支所は、地域の防災拠点であると同時に、各種イベント等で多くの方が集まる場所でもあります。そのため、災害等の有事の際はもちろんのこと、地域の行事等の開催時に当たりましては、ご相談やご要望に応じて柔軟にトイレを開放する対応を取っております。

また、防犯カメラ等につきましては、既に当総合支所に複数台設置しており、そのうち1台はトイレの入り口付近をカバーしております。

このため、カメラ等の増設は現在のところ予定はしておりませんが、今後におきましても、より効率的で安全な施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（市濱等）

7番 南正晴君。

7番（南正晴）

支所長の答弁、ありがとうございます。

私が思いますには、柳田総合支所、先ほど言われましたように、単なる行政窓口ではありません。地域住民が安心して暮らすための公共施設だと思います。

しつこいようですが、夜間に柳田地区を通行する方にとっては、利用できる公共トイレがあることは大変大きな安心材料になると思いますので、ぜひ前向きにご検討願いたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

2点目ですが、まず先ほどの鍛冶谷議員の質問にもありましたが、奥能登新病院ができることについて、それでいろいろ意見がありますが、そのうち私が8月21日の新聞朝刊に、読者の投稿欄のところに、奥能登新病院は分娩機能は、8月21日の段階では分娩機能は持たせない方向であると。ただ、女性看護師さんの投稿では、本人が看護師であるせいか、それには理解はできると。ただ、救急搬送を利用して安全に産めるような、そういう体制づくりが必要だということが書いてあったんですけれども、8月28日の今度新聞朝刊によりますと、見出しに、知事、分娩室は設ける。ただし出産は七尾か金沢というふうに小見出しが書かれていました。

内容には、出産は七尾市か金沢市とした従来の提案を踏襲した上で、地元で産みたいという住民の声にできる限り応えるために、環境整備に向けた可能性を探るとした分科会の取りまとめに出席者が同意したとのことですから、私なりに理解すると、結局、スタッフが確保できなければ分娩室は設けるけど分娩

はできない、できないというか、やっぱり七尾か金沢へ行ってくださいというような内容ではないかなと思うんです。

町長はこういったところに出席されて、いろいろ意見は言われているのですが、ぜひここは、この辺は努力していただきたいなと思うんですけれども。

新病院の開院には、現在、構想策定から6年から7年後という見通しであります。新病院が開設されるまでの間にも、能登2市2町では年間、現在は100人前後ぐらいですかね、新生児というか子供が生まれると思っております。

妊婦がいよいよ子供が生まれそうになったら、救急搬送制度ですか、これを利用して病院へ向かうにしても、七尾ですと私らどもの能登町からでも場所によりますが1時間から1時間半。それがさらに金沢へ向かうとなるとプラス1時間を超えるような時間になると思います。

そんなときに妊婦さんの立場に立ったときに、救急隊員の中にやはり女性がいれば妊婦さんとしても安心できるのではないかと。救急車に乗っている間も、やっぱり男性に囲まれているよりは、女性が一人でもいれば、妊婦さんの立場としては非常に心強いのではないかと思いますので、町長には、ぜひ救急というか消防士の採用範囲は奥能登広域圏ですが、ぜひ女性消防士の採用について声を大にして意見を述べていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

奥能登広域圏事務組合における女性消防職員についてですが、受験資格は男女問わず募集をしております。そして、既に2名の女性職員が採用されております。輪島市消防署に勤務して現場で活躍をされております。

能登消防署には現在女性職員は勤務しておりませんが、能登消防署庁舎施設には、建設当時から庁舎2階の一部を女性部屋として使用できる設計とし、シャワー室や洗面などは既に配管されております。女性職員の採用に向けての環境整備につきましては整っておる状態であります。

また、本年1月の能登町二十歳のつどいにおいて、女性職員1名に協力を依頼し、式典会場にて職員募集の広報活動を行ったほか、能登高校での広報活動や説明会を積極的に行っております。

なお、妊婦の救急搬送対応については、救急の現場で発生する周産期緊急事態に対応するための教育プログラムとしてBLSOという資格がありますが、現在、能登消防署の救急救命士、救急隊員が順次受講し、対応力を強化しております。

今後も女性職員の採用に向けて積極的に呼びかけてまいります。

議長（市濱等）

7 番 南正晴君。

7 番（南正晴）

町長、答弁ありがとうございます。

今ほど言われたように、努力というか呼びかけはされているんだと思いますが、今後もより一層そういった呼びかけなり採用を積極的に行っていただくよう、ぜひお願いを申し上げるものであります。

それでは3番目に移りたいと思いますが、当町では65歳以上の独り暮らし世帯もしくは高齢者のみの世帯等へは、民生委員の方々、それから協力員と言われる方々が月に1回ないしは2回程度訪問して、安否確認といいますか見回りといったものを行っているという聞いております。

2年前の奥能登地震で住宅が失われた方々は、現在、応急仮設住宅へ入居しており、仮設へ入居された方々というか、入居された高齢者の方々の対象になる方々は、公益社団法人青年海外協力隊というんですか、通称J O C Aさんといいますが、月に複数回の見回りの訪問が行われていると私も見ておりますので、大変心強いことだなと思いますが、これから順次、災害の公営住宅ができていくわけですが、災害仮設住宅から公営住宅に移ると普通の暮らしになっていくのか。普通の暮らしという言い方が適切かどうか分かりませんが、普通の地区へ戻っていくような感じだと思うんですけども、災害仮設住宅へ入居した後は見守り体制がどういうふうになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

私が聞いているだけでも、今年、令和8年に入って、仮設住宅への救急出動が2回確認されております。いずれも60歳以上の方ですが、特に7月の救急出動の件というのは、これも高齢の独り暮らしの方でしたが、見回り隊の方が回ってきたときに鍵がかかっていると。室内にいる様子はあるが、でもエアコンが動いていない。非常に心配であるということで、いろんな方面へ連絡を取って何とか部屋に入られました。そうするとエアコンもかけずにいたので熱中症の疑いがあるということで、慌てて救急搬送に至ったということなんです。

この方の場合、あまり具体的には言えないんですけど、同じ仮設住宅の方では2日前には元気に歩いている姿が見られていたんですが、1日ちょっと様子をというか誰も確認をしてなかったと。その見かけた2日後に見回り隊の方がたまたまやってきて、それで安否が分かったということになりますので、災害後の仮設住宅にいる間は見回り隊が訪問して、このように安否確認がしっかり行われると思うのですが、先ほど言いましたように、これから順次、災害公営

住宅が建設されてそちらへ入居すると、仮設住宅のように頻繁に見回りというか訪問が行われなくなってくるのではないかとということが危惧されます。

高齢者世帯や高齢の独り暮らしが今後増えることが予想されます、当町は。これからの取組をどのようにお考えか、聞かせていただければ幸いですし、また、あわせて本町における65歳以上の高齢者世帯、独り暮らし世帯は現在どの程度となっているのか。また、今後はどのように推移すると町は見込んでいるのか。できればお答え願いたい。お願いいたします。

議長（市濱等）

健康福祉課長 和田いずみさん。

健康福祉課長（和田いずみ）

ご質問に答弁いたします。

当町では、高齢者などの社会的孤立や孤独死、日常生活全般の生活課題やニーズに対応するため、地域包括支援センターや民生委員をはじめとする地域の関係者を軸として見守り活動を行っています。

また、能登半島地震発災後は、見守りや健康、生活支援、地域交流の促進など、地域支え合いセンターを拠点として、生活支援相談員が応急仮設住宅や自宅へ直接出向く見守り活動支援も取り組んでいるところです。

これらに加え、高齢者世帯などを対象に、人の動きをセンサーにより感知し、異常の検知があればコールセンターへ自動通報する緊急通報装置の貸与も行っています。

今後、災害公営住宅に移られる方につきましても、見守り活動など同様の支援が行えるよう体制を整えてまいります。

また、住民基本台帳では、令和3年以降、高齢者のみ世帯は約3,500世帯で、そのうち独り暮らし高齢者は約2,000世帯と、ほぼ横ばいで推移をしております。令和2年の国勢調査では、高齢者独り暮らしが1,346人となっており、前回調査よりも増えている状況です。

住民票を置いたまま施設入所や町外の家族宅へ同居している方もおられますので、今年公表される最新の国勢調査結果も参考とし、見守り活動から得られた情報などを基に、実態に即した支援を講じてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（市濱等）

7番 南正晴君。

7 番（南正晴）

健康福祉課長、質問に書いてないようなことまで聞いたんですけど、答えていただいて、ありがとうございました。

私も今年でいよいよ65歳、年金の受給者となりました。今後若くなることはないんで、これから町のお世話になることが増えてくるかなと思うんで、余計なことですが質問させていただきました。

ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（市濱等）

以上で、7 番 南正晴君の一般質問を終わります。

それでは次に、11 番 河田信彰君。

11 番（河田信彰）

質問に先立ち、7月の熊本地震、先月の千葉豪雨や台風、そして石川県、富山県での記録的大雨により被害を受けられた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

相次ぐ自然災害は、本町における防災対策の重要性を改めて認識させてくれます。毎年9月1日の防災の日を契機に、町民が家庭や職場、地域で防災について考え、備えを高める取組を進めることは、行政の大切な役目だと思います。町民一人一人の防災意識の向上と備えの充実を通じ、本町の防災体制をより一層強化していただくことを期待しまして、質問に移らせていただきます。

冠水対策に対する今後の計画についてでございます。

令和6年の能登半島地震に伴う地盤沈下により、宇出津港周辺の地域では、高潮や降雨のたびに排水機能が著しく低下しております。道路の冠水、海水の一带への流入、水路からの逆流などにより、交通への支障にとどまらず、飲食店や事業所の営業休止リスク、さらには住宅への浸水など、住民は常に大きな不安を抱えながら生活しております。

昨年の9月議会でこの問題を取り上げて以降、越水対策、護岸、隣港道路の復旧については着実に進められていると評価はいたしております。しかし、その一方で、内水面の排水対策の現状については懸念が残っております。

現状を見ると、宇出津浜町の空き地に設置された調整貯水池、排水ポンプ、あるいは浜小路や新村地区における土のうや単独の排水ポンプなど、いまだに応急的な対応にとどまっているように見受けられます。

そこでお伺いします。今後、いつ、どのような計画に基づいて本格的な内水面の排水対策を実施していくのか、具体的な見解をお聞かせください。

議長（市濱等）

建設水道課担当課長、大畑幸夫君。

建設水道課担当課長（大畑幸夫）

では、河田議員のご質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、宇出津の海岸地区、特に宇出津港周辺におきましては、高潮や大雨のたびに道路の冠水や水路からの海水逆流が発生し、日々の生活や経済活動に深刻な支障を来していることに対し、深く憂慮しております。飲食店や事業所の休業、そして住民の皆様が抱える日々の不安については、一刻も早く解消しなければならない喫緊の課題であると強く認識しております。

港湾施設である物揚げ場、臨港道路の整備が国、県との連携により進められている一方で、大雨時に水が外へ排出されなくなる内水の排水対策につきましては、地震に伴う地盤の変化や排水施設の被災が大きな要因となっております。

町といたしましては、この浸水内水対策を本格的に推進するため、本年6月に内水浸水対策に関する測量設計業務をコンサルタントへ発注しており、現在、詳細な現場の状況把握や排水メカニズムの解析を進めているところであります。

特に、ご質問のありました宇出津の新村地区への対応につきましては、今後の具体的なスケジュールとしまして、まず現在発注している測量設計を通じ、新村地区における局地的な地盤の高低差や水路の状況、逆流の経路、雨水の滞留箇所を的確に把握し、最適な対策工法による詳細設計をもって関係機関との調整や財源の確保など工事に進めた準備を進め、令和9年度、来年度より本格的な内水対策工事を実施する予定としております。

水路への海水の逆流防止や、貯水槽を設置しポンプによる排水機能の強化を図り、内水による浸水の改善を実現してまいります。

町民の皆様の安全な暮らし、そして地域経済を支える事業活動を守るため、一刻も早い対策を講じてまいります。

引き続き、県をはじめとする関係機関との強い連携の下、冠水被害の解消に向けて全力を尽くす所存であります。

議長（市濱等）

河田信彰君。

11番（河田信彰）

住民の生命と財産を守るのは町の責務だと思っております。道路や水道などのライフラインの復旧と同じく、優先順位は高いと考えます。

震災前からの被害にもかかわらず、調査、準備段階だというのは、ちょっと問題かなと思っております。

前の議会のときに言わせていただきましたけれども、貯水池と言っていました、ちょっとやっぱり大きめの穴を掘って、どれだけ水が入っても大丈夫なようにせんと、浜小路や新村、そしてその周り、課長、どんな状況になっているか知っていますか。

フナムシって知ってますか。すごいおるが知ってますか、今。知らないでしょう。すごいことになっていますよ。人の家の床下にもおるやろうし。教育長、そんなの足元にいたらどうですか。嫌じゃないですか。そんな状況なんですよ。

だから、しっかりと、コンサルにだけ任せるのではなく、川とか護岸は水が漏らないように、矢板を打ってでも何してでも水が入ってこないような状況にしないと、浜小路とか新村とか浜町とか、ああいう辺り、桜町も全部そうでしょうけれども、あの辺りは絶対水が入ってきているので、その水をまず止めることと、雨水の排水は、でっかい穴にそこに溜めるようにして、マンホールつくるなりでっかいやつをつくって、そこからたまったら排水するという形を取らないと駄目ということをまず課長らも分かった上でコンサルと話をしてほしいです。

それをしないと絶対止まりませんから。湧いてくるんですもん。フナムシは本当、冗談じゃないけど、かわいそうですよ。自分もあそこに住んどったから分かるんですけれども、そんな自分の家の前にフナムシなんか来てませんでしたよ。今もうフナムシだらけです。あれ食べれないんで何にもならないです。気持ち悪いと思いますよ。

いいかげんに、その対策を本当にやっていってほしいなと思います。

先ほど言いましたけど、大きな穴で貯水槽をつくって、本当に大きいやつをつくっていただいて、排水して、どんな強い雨が来ても大丈夫やという護岸工事、川もそうですけど、全部してほしいなと思います。

小木地区にも合わせて、今後の対策を住民に説明していかないと駄目やなと思いますし、そこを強くちょっと要望させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

令和6年の震災及びコロナ禍を経て、本町の飲食店は深刻な減少傾向にあると思います。飲食店は、住民や復興関係者、観光客の交流拠点でもあります。地域の活力や文化を守る不可欠な存在です。

しかし、既存の店は高齢化や後継者不足に加え、個人の力だけでは新規出店や投資が困難な状況にあり、地域経済の循環や人口流出への影響が懸念されます。

そこで、こうしたピンチをチャンスに変える起爆剤として、町による屋台村、

屋台村という感じでいいんですけど、屋台村の整備を提案いたします。

町が基盤を整え、出店者を募集する仕組みとすることで、起業者のリスクを大幅に軽減をし、新たな挑戦を後押しすることが可能です。また、人と人の交流を活性化させ、観光、グルメスポットとしての魅力創出は復興の大きな目玉政策になり得ます。

全国では、常設だけではなく、定期開催やイベント形式など、自治体や地域おこし協力隊が連携をしてにぎわいを生み出している優れた事例も多数あります。本町においても、まずはイベント形式でも試行から検討する価値があると考えます。場所の確保、関係機関との調整、連携、予算措置など調整事項は多岐にわたりますが、地域の期待も大きいと思われます。

この屋台村の整備構想について、町として前向きに検討される考えがあるのか、見解をお聞かせください。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

今の質問にお答えする前に、先ほどの高潮対策、そして内水面の対策につきましてですけれども、今やっと初めて調査し、測量するということではなくて、これまでもこういった方法が一番適しているのかということを経験した上で、今測量なり調査なりを進めて工事に向かっているところです。

大変な課題だと、問題だというふうに思っております。あそこに住んでいらっしゃる方、住民の皆さんは、毎日心配なことだろうというふうに思っております。そういった問題を解決するために、町としては全力を挙げていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

新たに集約した飲食街を形成させ、にぎわいを創出することは、町の新たな魅力として多くの方々にお越しいただけるものと思われます。また、屋台村によつては、将来の独立を前提に安価な家賃で出店者を募るところもあり、地域と事業者ともにメリットのある取組であると考えております。

今後このような取組を成功させるために必要なことは、町の考えだけではなく、地元の方々の積極的な屋台村づくりの運営について熱意と行動があると、より一層進められるのではないかと考えております。

例といたしまして、あわら温泉屋台村湯けむり横丁のホームページを拝見いたしますと、設立のきっかけは、あわら市の青年たちによるあわら湯けむり創生塾の形成とありました。そこから視察、準備、屋台村の建設を進めた後、屋

台村の運営を新たに設立し、株式会社あわら温泉屋台村へと移行したということでもあります。

これにつきましては、地域の活性化を図ったものかというふうに思っておりますし、当町におきましては、地震後のにぎわいを取り戻す対策としても有効なものだというふうに思っております。

地元有志の皆様方、そして町と共にそういった運営する強い意志をお示ししていただいた上で、町としても取り組むかいがあるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（市濱等）

河田信彰君。

1 1 番（河田信彰）

一般的なイベントではなく、継続的な人の流れを、交流を生み出す屋台村こそが地域のにぎわいと活性化をもたらすと私は信じております。観光客は新しい発見を、住民には地域の魅力を改めて認識をし、ほかの観光資源への回遊性も高まると思っております。

そこで、6月議会にお話しさせていただきまして、町長は、いいねと言っていた石川さゆりさんの など、イカの駅もありますし、イカキングもありますし、いろんな回遊性をつくっていけば、もっともっと町全体の商店街や様々な産業への相乗効果が期待できますし、もちろんホテルが来たときは、ホテルの宿泊の人が夜、屋台村を訪れていただいて、あそこの店おいしかったね、どこやらへ行けば、センベロとか言って1,000円でベロベロになりますって、3杯しか飲めないんですけど、そんなのもありますし、皆さんで食べに行っていて、皆さんで騒いでいただいて、町をやっぱり明るくしていかないなと思っておりますので、その辺をまたひとつ様々な効果があると思いますので、よろしくお願いします。

地域の伝統を守りながら新たな活力を生み出して、住民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、生活の基盤である衣食住の中でも特に食の充実が不可欠だと思っております。

誰かがやってくれる。どこかの会社がやってくれる。商工会がやってくれる。そういうことではなく、町が発起人となって、住民や地域、企業を取り込んでまちづくりを進めていかなければならないと思います。そして、町として食を通じた地域の活性化と産業支援により、より一層注力をいただくことをお願いいたします。

また、これは質問ではありませんが、私たちが安定して生活を送るためには、住居の確保は当たり前のことだと思います。祭礼や会合などで町内の各地を回っていたら、住民から問題や要望を聞く中で、仮設住宅の在り方、そして復興住宅の建設についてがよく話しされます。生活スタイルや家族構成等が異なり、一人一人の希望に沿った生活環境の提供は難しいかもしれませんが、一日も早く定住のできる住まいの建設をお願いいたしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、11番 河田信彰君の一般質問を終わります。

それでは次に、10番 酒元法子さん。

10番（酒元法子）

それでは、質問に入らせていただきます。

公民館の改築計画についてお尋ねいたします。

瑞穂公民館は、いつか建て替えではなくて、能登町が2026年7月公表の復旧・復興進捗状況で令和9年度、災害査定復旧建て替えと具体化しているという認識でお尋ねいたします。

瑞穂公民館の建て替えについては、瑞穂地区の復興、防災、医療、交流機能と国道249号の道路利用者、つまりは2市2町の市民、町民はもとより、復興工事関係者や観光客も大きく視野に入れた支援機能を備えた地域拠点として再整備が期待されています。

そこでお尋ねいたします。

瑞穂公民館のこの建て替えについては、具体的には瑞穂公民館、瑞穂診療所、指定緊急避難所、24時間公衆トイレ、防災備蓄、非常用電源、駐車場などを完備することについて、当局の見解を教えてくださいと思います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

瑞穂公民館は、災害時の避難所に指定されておりますが、建設から50年近く経過し、老朽化も著しいことから、令和9年度に実施設計、令和10年度に工事の着工を計画しております。

ご質問のありました診療所につきましては、新病院建設もありますので、設

置の可否について慎重に検討していきたいと考えております。

また、災害時の通信手段の確保として、瑞穂公民館には衛星通信設備であるスターリンクが設置されており、引き続き運用する予定であります。

非常用電源につきましては、防災拠点の機能強化の観点から、外部に発電機等の電源を接続できる設備を整備し、停電時の電源確保に対応したいと考えております。

しかしながら、24時間利用できる公衆的なトイレにつきましては、公民館の管理上、運営が難しいことから考えておりません。

公民館建て替えについては、どの地区も設備、そして規模などは同等であることが望ましいというふうに考えております。瑞穂地区の方々にとって利用しやすい公民館となるよう進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（市濱等）

10番、酒元法子さん。

10番（酒元法子）

ありがとうございました。

24時間トイレが無理ならば、道路管理者である石川県に、国道249号の休憩トイレ施設として一体整備を申し入れていただきたいと思うのですが、そういうことってできますか。お願いしたいと思います。

そしてもう一つは、公民館を管理する担当課だけではなく、防災や観光、保健衛生を所管する担当課が連携すること。もう一つは、公民館の単純復旧ではなく、コミュニティ、診療、防災、道路利用者支援を一体化した計画を、本当に今町長がおっしゃられたようにこの2つが必要と思われま。

もう一度、いろんな制度を利用して、能登創造的復興支援町交付金の活用候補に本事業を位置づけておられるのか聞きたいと思いますし、また、26年度には石川県では85億円の県の予算枠に向けた協議状況はどうなっているのかということもお尋ねしたいと思います。

もう一度お願いします。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

繰り返しになるかも分かりませんが、公民館の建て替えにつきまして

は、どの地区も設備、規模については同等であることを前提に考えていきたいというふうに思います。その上で、公民館、そして地区住民の皆様のご意見を伺いながら建設を行っていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけど、一公民館が特に際立った建設、そして機能を持ったというような公民館を建設する予定はございません。ほかの公民館と同じように整備をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（市濱等）

酒元法子さん。

10番（酒元法子）

私も再質問はいたしません、国道249号線へ穴水から入ってきますと、中井のポケットパークに24時間トイレがございます。それから曾山にもなし、瑞穂にもなし、鵜川にもなし。七見の高台まで行かないと24時間トイレは今のところないんですね。

先ほどから申し上げておりますように、もし町で。

千里浜の道の駅、御覧になったことがありますか。あそこの建物をちょっと見学というか参考にさせていただけたらいいかなと思ったりしているんです。一番はなのほうにトイレがあって、公民館が閉まったら鍵かけられるというようなあんばいにならないかな。来年設計の段階に入るということをお聞きいたしましたので、そういうことも考えさせていただきましたが。

いろいろ難しい点は承知しております。もしかして、さらに可能であれば、町長をはじめ副町長を責任者として庁内横断プロジェクトチームを2026年度中に設置して、石川県とも連携して進めていただけたらいいかなと。

また、文部科学省の災害復旧費補助金も活用できるようでありますので、必要であれば私たち議員も皆様と一緒に国や県に要望に行くことを惜しみませんし、ぜひこの件につきまして、前向きな姿勢で、診療所も立派なのに、立派って変ですけど、地域に合ったようにして進めていただきたいということをお願い申し上げます、次の質問に入らせていただきます。

それでは引き続きまして、2番目には戦没者追悼式の在り方についてお尋ねいたします。

毎年行われている戦没者慰霊式典ですが、能登町では日清戦争以降の戦没者数は1,455名。平成26年12月号の広報の記事によれば、遺族会の会員数401名と書かれています。これは12年前の記事でございますけれども、この記事を読み返してみますと、平成26年時点でも追悼式の参加者が115名

であること、高齢者により石川県の傷痍軍人会の解散と、平成25年の旧日本海軍の戦友会である県偕行会も解散したことが報じられています。

令和8年度の現在、遺族会もさらなる高齢化を迎え、戦没者の供養と平和教育の在り方を改めて考える時期が来ているように思います。

戦没者の方々が日本という国のために貴い命をささげられたという大きなご恩に報いるためにも、これまで戦没者慰霊式典として開催されてまいりましたが、この式典には、二度と戦争を起こしてはならない、戦争の記憶を風化させないという目的もございます。遺族会の皆様だけではなく、これからの未来を担う子供たちにも等しく記憶を共有し、語り合い、平和の誓いを毎年新たにす機会とすべきではないかと考えます。

戦没者慰霊式典がいつの間にか遺族だけの式典として位置づけられてはいないでしょうか。ウクライナとロシア、イランとアメリカのように、現在進行中の戦争もいまだ解決の兆しを見ませんが、毎日のように報道される戦争の映像を子供たちはどのように捉えているのでしょうか。

第二次大戦前とは異なり、時代は異国の戦争であっても、インターネット情報等により即座に戦争の状況を知ることができてしまいます。未来を担う子供たちが平和のために何をしなければならないのか、そのために何を学ばなければならないのか。世界的視野から日本を見詰め直し、平和教育に何が必要であるかを考えるとき、最も身近で感じることができる機会として、いま一度あり方を検討してはいかがでしょうか。

執行部の見解をお伺いします。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

終戦から今年で81年、各地で戦争体験者や遺族の高齢化と減少が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくため、その体験した記憶を風化させることなく、次の世代へ受け継ぐことが課題となっております。

当町も例外ではなく、遺族会の会員数はこの5年間だけでも252人から178人へと減少しております。戦争で亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念する機会は、世代問わず必要なことであると考えております。

当町では例年、戦没者追悼式を開催しており、今年度は10月7日に執り行う予定であります。そして、今年から広報紙でも開催案内を掲載するなど、どなたでも参加できることを周知しているところです。これは前からどなたでも参加できますが、御存じない方もいらっしゃると思いますので、改めて周知を

させていただいているところでございます。

追悼式の在り方につきましては、次の世代への継承に向け、議員からご提案いただきました平和の教育の場、平和を伝える活動の場などの方法の一つとして、来年度に向けて遺族会や教育委員会等と協議してまいります。

議長（市濱等）

酒元法子さん。

10番（酒元法子）

答弁ありがとうございました。

復員された方々は、戦争について多くを口にはされず、遺族会の方々にも直接戦争について話すことはほとんどなかったのではないのでしょうか。今となつては、残された復員された方々の手記や遺族会の皆様の大変なご苦労された記憶をしのぶばかりではないかとも思います。

しかしながら、少しでも戦禍の悲惨さを語り継ぐ機会として、機会を持つことが平和への誓いにつながる活動として、今後も開催されることを強く要望いたします。

以上2点についてお尋ねさせていただきましたが、先ほどの瑞穂公民館にいたしましても、建設場所はまだ決まっていないと言われていますが、本当でしょうかと、ちょっとあれなんですけれども。地滑りの地域にもなっている箇所が、今の建っているところがそうらしいので、またよくその点をお調べいただきまして、地元の皆様と建設地を改めて計画していただきたいということをお願い申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、10番 酒元法子さんの一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩いたします。

2時10分から再開いたします。（午後2時00分）

再 開

議長（市濱等）

それでは、会議を再開いたします。（午後２時１０分再開）

次に、２番 小浦肇君。

２番（小浦肇）

それでは、質問に入る前に一言。

このたびの令和８年熊本地震によりお亡くなりになった方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様並びにそのご家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、令和８年８月２７日からの石川、富山、福井豪雨により被災された皆様並びにご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に移ります。

私は、日頃より地域の皆様の元へ足を運び、直接お話を伺うことを大切にしております。その中で今回特に多く寄せられたのが、墓地に対する不安の声です。それと、復興計画は廃止されたが、どこを向いているのか分からない、理解できないという困惑の声でした。

本日は、これらの切実な声を代弁し、今後の町政運営にどう反映していくべきか、２点の質問と提案をいたします。

まずは、震災を経て墓地需要が急増している現状に対し、町としての今後どのように対応していく方針なのかを伺います。

令和５年６月議会において、前町長は、将来的に合葬墓の必要性は出てくるので状況を見ながら判断するとの方針を表明されました。その背景には、当時の担当課長の答弁にあった墓地公園内６２１区画中９区画の空きがあり、また、お墓が建立されていない未使用の墓地の返還を呼びかけることで、一定の空き区画を確保できる見通しがあったというふうに私は理解しております。

しかし、その後、令和６年元旦に能登半島地震が発生し、環境は大きく変化いたしました。倒壊したご先祖様のお墓を早々に再建したいものの、墓地全体の復興めどが立たずに困っている方々が増えております。

また、家族のために頑張ってくれた最愛の夫のお墓を早く建ててあげたいのですが、空き墓地がなくて本当に悲しんでいるといった声など切実な状況を数多く聞いてきました。

過日、町の墓地公園にある３区画の抽せんに対し、３０名ほどの応募があったと伺っています。これは間違いなく墓地需要が高まっているあかしであると私は考えております。

それでは、具体的に質問をいたします。

まず、墓地の空き区画数、今後返還される可能性のある区画数、そして使用

未定区画数の現状と現時点における墓地取得要望者はどれくらいいるのか。そしてまた、需要調査を行い、多くの需要が確認された場合は墓地拡張計画を策定する考えはあるのでしょうか。お答えをお願いします。

議長（市濱等）

住民課長、折坂昭夫君。

住民課長（折坂昭夫）

小浦議員のご質問にお答えします。

使用者のない空き区画については、現在7区画となっております。また、既に使用者がいる区画において、現在まで墓石が建立されていない未使用区画については、5年以内に建立の義務のない22区画と5年以内に建立の義務のある26区画があり、合わせて48区画となっております。

これらの区画については、今後建立を予定されていない購入者との調整を図ることで返還の可能性があります。

一方、墓地の取得を希望されている方については、今年4月に実施した空き区画抽せんの応募者は約30名おられました。

墓地区画の返還については年間10件程度申請があり、今後、返還された区画を順次提供することで、一定の需要に当面は対応できるものと考えております。

したがいまして、需要については一定数把握できているものと考えており、現時点で調査の予定はございません。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

担当課長の答弁からしますと、48区画が使える可能性のある墓地であるという答弁でした。現段階では、また需要調査や拡張計画は行わないというのも理解しました。48区画の中で何とか回そうという意味というふうに理解しました。

なので今後、墓地に関しては、まだまだ需要が伸びるものだろうというふうに思われます。宇出津地区のお寺の墓地を見ると、相当傷んでいる分もあるので、本日のこの質問を機会にまた考えていただく方も出てくるかと思いますの

で、そのときの需要に応じて、またスピード感を持って、現在取り組まれている内容を進めていただくことを切にお願いして、次に移ります。

一方、やっぱり早くつくりたいんやという方もおられると。現実にもう2年も待つととか、そういう方もおられますので、希望どおりに墓地を入手できないのであれば、私有地に個人墓の建立を考える町民の方もおられると思います。

その方に対してはどのような対応をしていく方針なのか、お伺いします。お答えください。

議長（市濱等）

住民課長、折坂昭夫君。

住民課長（折坂昭夫）

小浦議員のご質問にお答えします。

まず初めに、墓地、埋葬等に関する法律では、墓地の経営には許可が必要とされております。

なお、厚生労働省による墓地経営・管理の指針では、墓地の経営主体については永続性が求められることから、地方公共団体が原則であります。また、これにより難しい場合であっても、宗教法人または公益法人等に限るとの基本的な考え方が示されております。

したがって、本町におきましても、この指針の趣旨を踏まえ、原則として個人による新たな墓地の経営は認めていないところであります。

一方で、墓地を必要とする方への対応につきましては、能登町墓地公園において、さきにお答えした返還された区画を提供することで需要に対応できると考えております。

しかしながら、個別の事情につきましては一律に判断できないこともあることは存じていますので、今後も十分に確認しながら、県の許可基準や関係法令等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

勝手につくるなど。お墓を勝手につくっては駄目ですよという法律がちゃんとありますということで、原則としては、それから個別に相談に乗っていただ

けるという答弁もありましたので、先ほどの墓地公園の空き区画と、そして個別に相談をしながら、また進めるというようなことを町民の方に私のほうからもご説明したいと思いますし、これも合わせてまたスピード感を持って、重ねてですけれども墓地公園の空き区画を返還していただくような取組を積極的にお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

いろいろと過去にも質問があったと思うんですけれども、建立が決まっている埋蔵型合葬墓建設の進捗状況についてお伺いします。

具体的に、建設場所は墓地公園のどの辺を考えておられるのか。また、現在、工事といいますか、工事前の状況なんですけれども、進捗状況と、その工事を着手する時期が決まっておるならば、それをお答えください。

議長（市濱等）

住民課長、折坂昭夫君。

住民課長（折坂昭夫）

小浦議員のご質問にお答えします。

合葬墓の建設場所については、既存の墓地区画の中央に位置する駐車場付近での建設を予定しております。

なお、進捗状況についてであります。令和8年5月に設計業務を発注し、6月には地質調査を実施しまして、建設予定地の用地測量、施設の構造計算や数量計算など、工事費を算出するための設計作業を現在進めているところであります。

また、工事着手については令和9年度に着手予定でありますので、完成の際には、ぜひ合葬墓のご利用を考えている方々にご利用していただければと考えております。

以上です。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

現在は6月の地質調査が終わって設計作業をしているということで、着手は令和9年度ですね。完成も令和9年度ぐらいにできるのかなというふうに理解いたしました。

今後いろいろ墓地について考える方もまた出てくると思いますので、ぜ

ひともこの件もスピーディーに進めていただくことを求めていると思います。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

令和7年2月に能登町復興計画が策定され、続いて令和8年3月に第3次総合計画が策定されました。いずれの計画も、私が評価する立場ではありませんけれども、一つの感想として、体系的かつ丁寧に作成されているというふうに認識しております。

第3次総合計画の基本構想では、人口減少や少子高齢化に加え、度重なる災害の影響によって暮らしの循環のサイクルが弱まる中、これを10年、20年の長期的視野で修復、再構築していくための最上位方針が示されていると私は理解しています。

特に将来像の実現に向けた方針については、第1次及び第2次総合計画の歴史を継承しつつ、復興計画が掲げる創造的復興、次世代に希望を持てるまちづくりを基盤に、継続性のある施策を邁進していくとされております。計画がしっかり連携されていることが深く理解できます。

これは私は、計画が発効されて、どういうふうになされていくのかなという興味を持って読んだといえますか、理解するように努力して、その結果、こういう感想を今述べています。

また、災害は地域のトレンドを加速させるという現実を直視し、顕在化した課題に対して町民や事業者、さらに町内外の様々なパートナーと連携しながら、創造的復興に向けた力強いメッセージを発信していくことが記されています。

このように、町が目指す未来や将来像が明確に定められている一方で、町民が常に計画の細部まで意識して日々の生活を送っているわけではないんですね。これも私も含めてですけども、時々見る。必ずしも日々の行動に直接反映されているとは限りません。

そこで、町民の皆さんが定期的に町を目指す方向を共有できるよう、能登町復興計画の計画期間ごとに、この時期に目指す姿を象徴するスローガンを作成し、発信していくというようなことを提案したいと思います。

具体的には、令和8年度から令和10年度までの再生期については、暮らしを守り、なりわいを起こし、強靱なふるさとづくり。令和11年度から令和14年度までの創造期について、港に活気、里に笑顔、日本の誇りになる日をつくるというようなスローガンを提案いたします。

計画の理念を町民と共有化し、まちづくりへの参画意識を高めるためにも、このような期間ごとのスローガン策定及び発信が必要と考えますが、町のお考えをお答えください。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

復興計画や総合計画は、長期的な視点に立ち、社会情勢の変化にも対応しながら、町が一貫して目指すべき方向を示すものであります。

また、復興計画については、昨年度策定しました第3次総合計画に含まれており、今後は両計画を一体的に進行管理していきます。

そして、第3次総合計画においては、短期的な状況の変化に左右されることのない町の将来像として、「ともに生きる、能登で生きる」を掲げ、その実現に向けて各施策を体系的に推進することとしております。

こうした中で、復興計画の期間ごとにスローガンを設けると、複数の言葉が並立し、最上位の目標が分かりにくくなり、かえって政策の方向性が伝わりにくくなります。このため、総合計画との整合性やメッセージの一貫性から、一つの将来像を継続的に発信することが重要だと考えておりますので、復興計画期間ごとのスローガンを設けることはいたしません。

その上で、各期間で重点的に取り組む施策や各年度に目指す成果につきましては、毎年度の政策方針や当初予算、広報紙、意見交換など、町民の皆様には直接お伝えする機会を通じて、具体的なメッセージとして示してまいりたいと考えております。

計画に掲げた将来像が単なる言葉にとどまることなく、町民の皆様に共有され、一人一人の参画と行動につながるよう、発信方法を工夫しながら、「ともに生きる、能登で生きる」まちづくりを着実に進めてまいります。

議長（市濱等）

2番 小浦肇君。

2番（小浦肇）

なるほどと言いますか、期間ごとにスローガンを設けると、最終的に目指す方向性と言いますか位置と混乱するだろうというおそれがあるという考え方ですね。

私は、その辺のところをちょっと混同するということは考えませんでした。

とはいえ、なかなか到達点というのは先が長いものですから、町民の方々も期間期間の結果を理解するだけではなくて、やっぱり、さあ今から1年間取り組むぞで、将来の目標がある。その目標を到達するために、1段目の階段を上げるために何かを目指してやる。1段上がるための目標を目指して上がるため

の心を奮い立たせるようなスローガンとかキャッチコピーとか、言葉にして、かつ最終的目標と混同しないような、復興を加速できるような言葉というものを私は継続して考えていきたいと思います。また提案いたしたいと思いますので、諦めずに私も取り組んでいきます。

ということで、私は継続してこの方法を考えていくことを宣言して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（市濱等）

以上で、2番 小浦肇君の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

9番目ということで、もう来たのか。長く感じていたけど、早い番が回ってきました。

私は今日朝、議場へ入ると、議長の横に飾ってある花瓶に飾った花を見て、もうそういう時期になったのかなという、そういう改めて花で季節を感じたわけです。

冒頭で一句詠むわけにいきませんので、質問に入ります。

今年は皆さんも御存じのとおり猛暑というか酷暑というか、大変暑い夏でした。私も稲作農家の一人として、大変水管理には苦労しました。梅雨明けから梅雨らしい梅雨が来なくて、雨の欲しいときに雨が降らず、普通ならお盆から実りに入るときには二、三回の雨があって9月の刈り取りに入るんですけども、全然雨が降らない。お墓参りに供えた花がすぐ枯れてしまうような、そういう夏でした。

ご多分に漏れず、今年は水が少なく、私は去年より30キロの袋にして約200俵の減収になりました。これは自然のなせる業で、誰を恨むわけにもいきませんので、粛々と納得せざるを得ないかなと思っています。

それはそれとして、先ほど13番議員も申しましたが、今期の最後の質問になろうかと思っていますので、気合を入れていきたいと思うけど、ちょっとまた町長に言われるかしらんけど、しどろもどろになる点は、またあらかじめ通告しておきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回はちょっと多かったかなと思いますけど、4つの質問事項を通告しました。

まず1つ、宇出津総合病院の駐車場の確保を急げということで通告し、皆さ

人も現在の宇出津病院の駐車場をどう認識されているか分かりませんが、私も二、三、係る用事があって行ったことがありますけど、3回行ったけど3回とも駐車場は止められませんでした。弱ったなというところで、宇出津新港の、すみません、認識不足で、お祭り広場の建物、あこへ行って止めてきたわけですけども、健康のために歩いてきました。

そういうわけで、町長もこの現状を認識されておると思いますが、町民の間では、駐車場が少なく、距離が遠く、不平不満の声が多く聞かれたため、町当局はどういう対応を考えているのか、それをお伺いします。

町長も認識しておいでると思うけど、駐車場の不平不満の声を聞いていると思います。

また、町長は議員時代の2024年12月定例会での一般質問で、今建設中のコミュニティセンター宇出津、すなわち佛子園の第二駐車場の貸付けは再考すべきと質問していますね。その第1問で、駐車場の不足をどのように補うのかと質問して、その時点では現状を認識していたと私は想定しています。

だけど、第2の質問で、町長は貸付けでなく売却できないかと質問しています。私は今でもこの相対する質問には理解し難いものがあります。それはこっちへ置いておきましょう。

ところで、町長に就任した際、コミュニティセンター宇出津を白紙に戻すと思いきや、竣工式に出席していました。議員のときと執行部側とでは立場が違うと、どうにもならないことと実感しておられることとお察しします。

しかし、駐車場不足を想定していたのなら、コミュニティセンター宇出津には、あそこに建設したら、宇出津総合病院の駐車場はここに確保したよというのが普通じゃないですか。議員時代から、町長はそういう認識を持っていたのなら。

町長に就任してから1年5か月が経過しようとしています。その間、駐車場確保に向けて何か努力されましたか。汗をかきましたか。今後、確保するつもりはありますか。町長に明確な答弁を求めます。

議長（市濱等）

宇出津総合病院事務局長、西谷幸一君。

宇出津総合病院事務局長（西谷幸一）

向峠議員のご質問に私から答弁させていただきます。

宇出津総合病院は、町なかという立地の特性上、土地の利用には様々な制約があり、病院敷地に隣接したまとまった空き地がないといった地理的状況がございします。

これまでの対応といたしましては、隣接する土地を借り受け、駐車場として利用するなど、駐車台数の確保に向け取り組んでまいりました。しかし現在では、病院に隣接した新たな用地の取得や賃貸での拡張は困難な状況であります。

既存スペースのより効率的な運用方法の見直しや、今年度解体を予定している旧宇出津公民館の跡地の活用など、限られた条件の中ではありますが、最大限の利便性を確保できるよう引き続き努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

今、西谷局長のほうからの答弁、私も理解できますよ。

まず土地はありません。正直言って、私も住んでいる当目と違って、宇出津は町なかで狭いから土地はない、それは理解していますけどね、だけど、そうかといってこのまま放置しておくわけにもいきませんし、先ほど同僚議員の14番、鍛冶谷議員の質問の中にあったけど、今の病院をサテライトとしても存続するには、やっぱり若干の入院患者の増減があるか知らんけど、駐車場は病院の前に止めたいという、そういう患者さんの意識は大でございますので、そこはやっぱり町長、大きい体をフルに生かして、何かやっぱり駐車場を確保すべきかと私は思います。

また昨今、車も大型化になって、軽四から大体大きい車に乗っている人が多いと聞いています。そういうことで、駐車場の割り振りもまた考えていかならんかなと思いますので、ぜひ町民の足の置場を真剣に考えていただきたいと、そう思いますので、さらなる努力を町長よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問事項に参りたいと思います。

次は、集会所についてでございます。

私は、地域の活動に沿った施設の建設、整備が必要だと強く感じています。そのために、各実情に応じた集会所の整備を私は提案するものであります。

ところで、震災で被害に遭った集会所の全体像、現在の状況を教えていただきたい。

それと、また地域で集会所を再建するとしても、昨今の物価高で地域の人の力ではやはり限界があるんですね。町では3,000万を上限に、さあ、地域で頑張って建ててくれと言うけど、やはり地域にはいろいろ実情もあります。小さな地区でも集会所を建てるとか、大変おこがましいですけど、私の住んでいる当目集会所は、現在、NPO法人当目が主導的にあこを常日頃利用して、ボ

ランティアの活動、全国からおいでる人をメインに。もちろん地区の集まりも使っていますよ。

だけどそういうことを考えると、いつも私がやり玉に上げられるんですよ。初めNPOの代表の方は、あこを現状の建物で傷んだところを修復して地域に譲ってくれと、そういう約束をしたと私は聞いていましたけど、私はその約束の詳しいところは聞いていません。

だけど、その後で担当の職員と何回かしましたけど、やはりあこは築50年以上たって、地震の傷みもあるし、できることなら町の進める3,000万で地区で頑張って建ててくれないかと。そういう話を三度か話ししましたが、お互い押し問答になって、私は一応、理解し難いですけど理解しましたと言って、それで終わりました。

だけどやはり地域の人にすれば、何とか当目のあの地区をにぎわい創出に向けて頑張りたい。そうするときには建物が必要なんですよ。だけど担当の人は、黒川公民館も建ちますから、そこで活用してくださいと言うけど、黒川公民館はあと5年以上かからないと、現在の仮設ハウスがあるところを潰して建てるというそういう話を聞いていましたので、それはどうなるか分かりませんが、まずこの地域の活動に沿った施設の設備が必要だと私は感じる。その私の問いに対して、町の答弁をいただきたいと思います。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

では、答弁させていただきます。

まず、集会所は地域の皆様がいろんな活動を行う拠点であり、また、災害時には自主避難場所として利用できる重要な施設であると認識しております。

能登町におきましては、集会場、193町内会あるんですけれども、その中では町管理の集会所、あるいは地域での管理、地域で建設され、地域で維持管理がなされている集会所等が混在しております。

集会所につきましては、令和5年度から町補助金を活用し、地区が主体となって集会所を整備する方針としております。

議員がおっしゃられた当目の集会所に関しましては、築年数も非常に時間が経過しており、また、いろんな修繕等々につきましても、たとえ修繕をしてもその機能を効果的に発揮することはできないということで、修繕を行っての地区譲渡というよりも、これは町にて解体後に、地区でこの補助制度を活用して地区で建設していただくのが最も効果的だというふうに担当は申されたという

ふうに私、聞いております。

そして、議員さんご指摘のように、震災後は建築費等が相当物価高騰や世界情勢の変革などにより、震災後は非常に建築費が上昇していることは承知しております。

承知しておりますが、町当局といたしましても、限られた財源の中で支援制度の継続に努めていく必要がございますので、何とぞご理解いただきたいというふうに申し上げまして、答弁とさせていただきます。

よろしくお願いします。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

総務課長が答弁しましたけどね、分かりますけどね、やっぱり町長もこの町のトップですから、震災や大水で地域離れして地域が廃れている。それを地域の人が何とかして元に戻そうと努力するときには、やっぱり町民に夢を与えるようなことを与えていかなきゃ駄目だと。

だから、おんぶに抱っこをしようとは思いませんけど、少しこういうものを建てたいというたさかい、さっき課長の答弁もありましたけど、諸物価の値上がりで、地域で建てるとしても少し資金不足になった場合は何か愛の手を伸べていただけるような方向で行政を行っていただきたいと、そう私は思うので、また今後とも地区の人が、代表の人がまた来て町長に会うかもしれませんが、その点はよろしくお願いいたします。

時間が押してきたので、次の質問へ行きます。

第1次産業の将来像を示せということでちょっと通告しました。

震災、豪雨の後、林業については、山などの災害の被害が、傷跡が多く残っております。その山林などの復旧予定について、どういうスケジュールを組んでいるのか、ひとつお示しいただきたいと思います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

今のご質問に答える前に、みらいセンターの前の駐車場についてお話がありましたので、少しそのことについて触れさせていただきます。

議員時代から、駐車場の使い方について私は質問をしまいいりましたけれど

も、事業自体について反対をしていたわけではなくて、駐車場の運用の仕方、使い方について疑問を呈しておりました。

そして、議員として在任していた期間に、もう既にその駐車場の使い方については業者と契約が交わされておりました。その上で、町長になった後に再度執行部のほうに確認をしましたけれども、今契約を破棄すると、当の業者だけじゃなくて、それに関わっている業者さんやいろいろな方に迷惑がかかる。そして、町として頭が変わったからすぐさまその契約を破棄するというようなことをやると、町としての信頼が損なわれるというような説明を受けました。

私は、そのとおりだなというふうに思いました。これについても皆さんにご説明をしたはずです。

ですので、ある部分のところだけ切り取ってお話をされると、今初めて聞く方は誤解をされますので、そういう発言の仕方はおやめになったほうがいいかなというふうに思います。

そして、駐車場につきましては、議員がご説明したとおり、みらいセンターの前の駐車場ぐらいの範囲のところで、空いた土地がありませんので、もう求めようがないんですね。考えていないわけではなくて、もうそれ以外の中で土地がないんですから、新たに土地を求めて宇出津病院に通う方のための駐車場を整備するよりは、大変申し訳ないですけども、役場周辺の駐車場まで来ていただくことしかできないんです。それぐらいの範囲でしか駐車場を求めることができませんので、これについてもご理解をいただきたいなというふうに思います。

では、1次産業、林業について説明をいたします。

林道災害及び治山事業の進捗状況について、まずは説明をさせていただきます。

林道災害に関しましては、48路線、295か所で国の災害査定を受け、採択をいただいております。現在の事業進捗については、25路線、133か所の調査設計を実施しており、そのうち27か所で工事の契約を行っているところでございます。

林道につきましては、木材の搬出のみならず、間伐や植林といった森林整備を円滑に進めるための重要な基盤であり、国、県、森林組合と密に連携を図りながら、林業生産活動の早期再開に向けて取り組んでまいります。

次に、治山事業についてご説明いたします。

住宅背後にある山林崩壊などを対象とした治山事業につきましては、町実施分として34か所の復旧計画を進めており、そのうち32カ所を発注済みであり、既に27か所が完了しております。

また、県営の治山事業につきましても、山腹崩壊などの災害に対する8か所

の復旧計画について、全て発注済みとなっております。

なお、林道災害、治山事業ともに、復旧に当たっては現地の詳細な調査や所有者との調整など時間を要します。それに加えて、被災箇所の多さ、業者も多くの現場を抱えており、入札不調などもしばしばございます。

そのため、具体的な復旧予定ではなく、進捗状況を説明をさせていただきます。今後もしできる限りの復旧を目指して全力で取り組んでまいります。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

今、町長にのる成果を説明していただきました。私も林道災害のみならず、能登町にはいろいろな農林災害 災害がありますから、そこで業者が足りない、人数が足りないということは十分理解しております。

だけど、忙しい中においても、一日でも早く、1か所でも復旧されるように、私は希望いたします。

ちなみに、これは話は余談で提案になりますけど、ちなみに県では、被災されて新築する住宅に県産材を使用すると補助制度があると聞いています。

奥能登にも50年、60年前に植林した杉、アテなど伐採適齢期を迎えている山林も数多く能登にあると認識しております。山の木を売って再建しようとしている町民も数多くいると思います。山主にもお金が入るシステムづくりが私は必要不可欠じゃないかなと思います。

まずは地震以降、輪島チップセンターの廃業により、木の駅プロジェクトも全然機能していない状況が続いています。早急に2市2町の首長と、そして森林組合と石川県で、林業について何が必要か議論を進めていただきたいと私は考えております。

林業者や製材業者、そしてもちろん山主等も入ってもらって議論をしていただきたい。能登に木の集積場、乾燥場、プレカット場、チップ工場など、一連の工場の推進誘致にぜひともご尽力していただきたい。

私からの強い要望と提案とさせていただきます。

もしも11月以降この場に立てるならば、改めてまた質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、農業ですけど、御存じのとおり、特に稲作については米価の上がり下がりが厳しく、生計の見通しが非常に厳しい状況であります。

しかし、稲作を含めた農家は当町において非常に重要な産業であるため、経済的支援及び担い手確保の対策について町当局はどう考えているのか、ご答弁

いただきたいと思います。

議長（市濱等）

農林水産課長、下谷内哲次君。

農林水産課長（下谷内哲次）

それでは、お答えいたします。

ご指摘のとおり、現在、国内の米市場は需給バランスの変化に伴う価格変動が続いており、本町におきましても農業経営者の皆様が大きな不安を抱えられている状況と深く認識しております。

そのため本町といたしましては、農業経営の安定を図るため、まず収入保険制度への加入を強く推進しております。同制度は、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下も含めた基準収入額の9割を下回った場合に、その差額を補填するものです。

町では、令和7年度から収入保険の加入料の実質負担額の2分の1の助成を行っているところであります。

さらに、水田農業に対する主な支援施策といたしまして、4つご紹介いたします。

1つ目が日本型直接支払交付金制度の活用です。中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の3つの交付金、合わせまして毎年度1億4,000万程度を対象組織及び対象者の皆様へ交付し、地域ぐるみの農業、農村の維持を支援しております。

2つ目が基盤整備の推進です。現在、県営ほ場整備事業を町内10地区において実施しており、今年度も事業費ベースで約5億3,000万円を予算化しております。

圃場の大型化を進めることで、担い手への農地集積が加速することや、大型農業機械による作業の効率化が図られ、生産原価の低減につながってまいります。

3つ目が担い手確保対策です。新規就農者に対しては、国の支援制度を活用した就農準備資金や経営開始資金の助成を行っております。また、今年度から県において新設された担い手へのスマート農業機械導入費に対する支援や、経営規模拡大への取組に対する手厚い支援につきましても積極的に情報提供を行い、活用を促してまいります。

4つ目が営農再開継続支援事業の推進です。本事業は、今後の地域農業において、地域ぐるみで営農環境を整え、農業を再開、継続する取組に対し、10アール当たり3万円を支援するものです。

そのほか、令和6年の発災後、町、県、国、JA等が連携してサポートチー

ムを組織し、営農復旧・復興センターをＪＡのと本店に開設いたしました。ここでは様々な営農相談や指導を行っておりますので、農業者の皆様におかれましては、ぜひ気軽にご相談いただきたいと存じます。

今後も米価の推移を注視しつつ、国、県の支援情報の迅速な把握と農業者への周知徹底に努めます。

さらに、農業経営の多角化の推進や農業の６次産業化への支援強化を行い、本町の農業が持続可能な産業として発展するよう、ＪＡなど関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと思います。

議長（市濱等）

１２番 向峠茂人君。

１２番（向峠茂人）

今ほど課長のほうから、るる詳しくたくさん制度を説明していただき、私も知らないことがほとんどだったかと思います。

せっかくこういう制度があるのなら、知らないのは私だけかもしれませんが、やはり営農に携わっている人たちに、一堂に会するか地区地区へ行くか、説明してもらい、アナウンスすることも大事だと思いますので、ご足労でもそういう努力もしていただきたいと思います。

私が聞いた時点では、結構幅広く手当てが行き届いていますので、なお一層農業に推進できるような条件をつくっていただきたいと思います。

皆さんも知っているとおり、農業は国の扱う産業で一番私は大事かと、そう認識しております。国を守るには、やっぱり食料が欠けると一番駄目なので、まだまだ日本は農業のそういう農家に対する対応が遅れています。

町長も知っておるか知らんけど、ＥＣの国では農業者の保護は大変手厚くなっております。価格がどうであれ、農家の保護が第一で、日本と違いますから取れても取れなくても一定の安定の保証をしている。アメリカもそうです。だから食料自給率が６０も８０もあるんですよ。日本はカロリーベースで３０％前後です。

それは町長が悪いんじゃないで、やっぱり国、もっと国、県に働きかけていかなければ私はないと思っております。

そういうわけで、まだまだしゃべり足らんところはたくさんありますけど、時間も押してきましたので。

それと、担い手の件ですけど、さっき課長は触れてくれたかな。やっぱり私はしつこいことを言うけど、相手の気持ちになって何でも制度を考えていかんと、ただ俺たちはこっだけ努力したんだからこの制度で我慢せいでなくて、

さっき町長も言ったけど、何回も集まって膝を折って意見を交換して話を聞かな、私は駄目やと思うんで。町長も国重のほうで農業をやっておいでたんだから、農業に対してはすごく周知していると思いますので、これからそういうことに骨を折っていただきたいと思います。

それでは、最後のコミュニティ施設に対する手当ですね。

通告は、寺社、神社に係る支援制度の進捗状況ということで通告しました。

令和6年から令和8年までの実績をまず示していただきたいし、申請された施設は何が多かったのか、上位3施設までを提示いただければ幸いです。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

では、地域コミュニティ施設等再建支援事業の申請状況についてでございます。

令和6年度は22件の申請で3,379万円の交付、そして令和7年度は79件の申請で1億4,605万3,000円の交付実績でありました。そして今年度、令和8年度は8月末現在におきまして51件申請があり、1億9,909万円の交付決定がなされております。

そして、来年度以降の予算立ての資料といたしまして、町内会等に申請の意向調査を実施しておりますが、現在33件申請予定との回答結果を得てございます。

また、申請された施設でございますが、上位3施設としましては、1番目に神社、2番目にお寺、3番目に地区管理の集会所となっております。神社の中でも特に多いのが社殿の修理となり、次に鳥居の修復及び再建、そして3番目に参道を含めた外構の修繕となっております。

そして、この地域コミュニティ施設等の再建支援事業につきましては、まだ終期のほうは周知、県からもなされておられません。当面継続されるものというふうに認識しております。

ぜひこういったコミュニティ施設の修復等を考えておられる町会、区長会の皆様には、制度をご理解いただき、何とぞご利用いただければ幸いというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

今ほどたくさんのお申請があることが分かりました。

地域コミュニティの施設の再建に向けて、復興をさらに進めるためにも、町のさらなる上乗せが必要ではないかと思います。

先ほど14番議員の鍛冶谷議員も触れていましたけど、それには多くの人たちがこの地を離れてしまい、各地に残っている戸数も少ないのが現状であります。その残っている人たちのために、せめて当町も穴水町と同じくらいの金額の上乗せが必要と考えます。

先ほど町長は、また地区の人と話し合いをしてという、そういう答弁だったね。鍛冶谷議員の。ぜひ私は、繰り返しになりますけど、輪島市では1,800万増額で3,000万、珠洲市では1,800万で3,000万であります。2市2町は、私はあくまでも統一するべきが正しいと思いませんけれども、穴水が鋭意努力されておるなら、せめて繰り返しになりますけど、穴水と一緒に2,000万ぐらいまでの上限を話し合いで進めていただければ、もっと地域おこしになるかなと。

そうすれば、やはりああそうかと。町長の住んでいる地域の皆さんは、お祭りもしているし、いいことやけど、俺たちのところはしたいけど、やっぱり傷みが激しいもので、祭りができるとなれば、また金沢へ出たやら県外へ出ておって、ほんならといって宇出津祭りに負けんだけ祭りが好きな人もおいでますので、またそういうこともご一考されて、ぜひコミュニティセンターの復興の上乗せをひとつよろしく切にお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（市濱等）

以上で、12番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩いたします。

3時25分から再開をいたします。（午後3時14分）

再 開

議長（市濱等）

会議を再開いたします。（午後3時25分再開）

それでは次に、4番 馬場等君。

4 番（馬場等）

皆さん、お疲れさまです。本日最後の一般質問です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。私にとっても今回が任期中最後の一般質問となります。

私が議員にならせていただいた平成 29 年 3 月から令和 8 年 9 月まで、一般質問を 37 回連続で行いました。ただ 1 回だけ、令和 6 年 3 月の議長による代表質問は除きます。

その中でも、防災、減災をテーマとしたものは 37 回のうち 27 回、防災、減災を取り上げました。そして繰り返し取り上げたのは、一つは洪水ハザードマップの作成、指定避難所の環境整備、能登町防災会議の委員構成、それから防災備蓄倉庫と備蓄計画、そして災害関連死などでした。

また、この 4 年間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症、令和 6 年の能登半島地震、そして奥能登豪雨と、今までにないほどの大きな災害に直面してきました。

任期最後となる今回の一般質問も防災、減災をテーマとします。

能登半島地震と奥能登豪雨を経験し、私たちはこの災害から何を学んだのか。そして、その経験と教訓をこれからの能登町のまちづくりにどのように生かしていくのか。そのことを問いたいと思います。

最初の質問は、今年 3 月に取りまとめられた「令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨 災害対応の記録とその検証」についてです。

これですね。これは議員の皆さんもいただいたと思うんですけど、大変しつかりした内容になっております。これについて質問をいたします。

令和 7 年 12 月の一般質問で、私は能登半島地震・奥能登豪雨災害記録のアーカイブの作成について質問をいたしました。その際、町からは、現時点ではアーカイブを作成する予定はないものの、災害対応検証業務におけるヒアリング結果や成果を記録として整理保存するとの答弁がありました。そして今回、災害対応の記録と検証が取りまとめられました。

私が当時提案した能登町のアーカイブは、町民を含む地域社会を主体として、震災によって経験した一人一人の記憶や体験を記録として残すことを目的としたものでした。

一方、今回町が作成した災害対応の記録とその検証は、行政をはじめ関係機関や関係者の災害対応を記録し、その対応を検証することを主な目的としたものだと認識しています。

この 2 つは目的や主体に違いがあります。それでも災害対応の記録とその検証は、町が災害対応を記録し、さらに検証まで行ったことには大きな意義があ

ると考えます。

特に評価したいのは、課題や教訓を整理するだけでなく、それを今後の改善につなげるため、アクションプランまで作成したことです。だからこそ、これを実際の制度や運用、体制の改善につなげていくことが重要だと考えます。

そこで、今回の災害対応の記録とその検証の内容について、町の考えを確認するとともに、今後の災害対応について提案してまいりたいと思いますので、質問を行います。

まず1番目、災害対応の記録とその検証では、今回の災害対応を通じて明らかになった課題や教訓が示されております。

能登半島地震から2年8か月が経過した現在、町ではこれらの課題や教訓を今後の防災対策に反映するため、町では能登町地域防災計画等作成業務委託を実施し、既に委託先も決定しております。

しかし、計画の完成までには時間を要します。災害は計画の完成を待つてくれるものではありません。そこで、新たな地域防災計画の作成を待つのではなく、今回の検証で明らかになった課題や教訓を踏まえ、現在の地域防災計画等に加え、制度や運用、職員体制、情報伝達、備蓄設備など、町の判断で改善できることについては早急に取り入れることが重要だと考えております。

そこで、既に変更、改善した制度運用体制、設備等には、改善したとすれば具体的にどのようなものがあるのか、まず伺います。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

では、答弁させていただきます。

具体的な取組内容につきまして、主に3点についてご説明をいたします。

1つ目は防災訓練の見直しです。

これまで年1回実施しておりました総合防災訓練につきましては、実際の災害対応の検証を踏まえ、より実効性のある訓練とするため、災害対策本部運営訓練と地区防災訓練の2つに分けて実施することといたしました。

災害対策本部運営訓練では、本部機能の立ち上げや情報収集、共有、意思決定プロセスの確認など、行政内部の対応力強化に重点を置いております。

また、地区防災訓練では、住民の皆様による避難行動や地域での初期対応、共助の体制づくりに重点を置き、それぞれの訓練目的を明確化することで実践的な検証と改善につなげております。

2つ目は、備蓄計画の見直しと備蓄倉庫の整備です。

石川県による被害想定の見直しに合わせ、町としても備蓄計画の見直しを行いました。今回の震災では、柳田体育館を物資拠点としたため、物資の管理や効率的な配送などの課題が浮き彫りとなりました。

この教訓を踏まえまして、整備を予定している備蓄倉庫につきましては、単に物資を保管するだけの施設ではなく、災害時に物資を迅速かつ効率的に配送できる物流機能を備えた施設とすることといたしました。

整備に当たりましては、当町が佐川急便株式会社との協定による物流の知見を取り入れ、実効性のある物資輸送体制を構築してまいります。

3つ目は、災害時応援協定の締結です。

広域的な支援体制を強化するため、和歌山県海南市及び宮城県亘理町との間で締結をいたしました。また、岐阜県山県市につきましても、現在協定に向けた協議を進めているところでございます。

そして、発災後の車両提供で支援のあった株式会社スズキ自販北陸、スズキ株式会社と協定を締結し、災害時における車両確保のほか、シニアカーの実証実験など様々な活動を継続的に行っております。

そのほか、震災対応で大きな課題となる災害廃棄物処理につきまして、一般社団法人構造物解体協会及び一般社団法人産業資源循環協会と協定を締結し、円滑な処理体制の構築を図っております。

さらに、町内業者との協定につきましては、協定先の選定を含めまして現在精査を進めているところでございます。

今後も引き続き、検証作業で得られた課題や教訓を計画改定に反映させるとともに、機動的に見直し、改善を図りながら町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

馬場等君。

4 番（馬場等）

早急な見直し、ありがとうございます。防災訓練とか備蓄計画、そして応援協定の見直しなど、できることからやっていただいて、本当に災害というのはいつ来るか分からないですから、すぐ対応を常に更新していくということが必要かなと思います。

それと、この本、皆さん全部読んだかどうか分かんないですけど、この本の中でいろんな、いいなというか、そうかなと思うところも自分もありまして、2つだけちょっと紹介したいと思います。

これは災害対策本部職員の皆さん、課長級の皆さんのところにあった2つな

んですけど、1つは役場庁舎に隣接するコンセールのと、あそこの外部トイレだけが最初からずっと使われていまして、大変長蛇の列もありまして、水が出るということで非常に助かったなと私は思いました。

これは雨水や河川の川の水を活用することができたトイレ。これはこれからの災害対応として、施設の対応として利用できるんじゃないかなと思っております。

そしてもう一つは、子供たちにとっていいことは大人にとってもいいという視点です。私自身も避難所を回った際、若いお母さんが、炊き出しはあるんやけど子供のアレルギーに対応した食事ではないので食べられないという方とか、そんな話を聞いたり、またそのお母さんは子供を預ける場所がないもんで働きに行けないとか、これも震災直後というか、少し1週間2週間たってからの話なんですけど、そういうことで、やっぱり子供というのはどうしても災害の弱者として、もちろん高齢者に目が行きますけど、やはり子供の視点というのも大事なんじゃないかなということをごそこから勉強することができました。

それでは次に、災害対応の記録とその検証では、先ほども言いましたけどアクションプランが示されています。2年、3年、5年ですかね。

アクションプランというのは、今後の取組を示すだけで終わるものではありません。一応計画だけではありません。今回の災害を経験した町民にとっては、検証で明らかになった課題がその後の行政の取組にどう生かされているかということを知ることは、次の災害の安心にもつながると考えます。

そこで、このアクションプランで実施済み、実施中、未着手、その進み具合を確認し、実際に何が変わったのか、掲げた取組がどこまで進んでいるのかを定期的に進捗状況を整理し、町民に示していくということが必要ではないかなと思います。そういう考えはないか、伺います。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

アクションプランに掲げました各項目につきましては、その進捗状況を常に管理いたしまして、各担当課において項目ごとの進捗を定期的の確認の上、遅れが生じている項目があれば、その要因を把握した上で、必要に応じて対応を検討してまいります。

アクションプランにおきましては、各項目の実施時期を短期、中期、長期に区分しております。町民の皆様へは、それぞれの区分の周期に合わせて公表することを予定しております。

議員のご質問にありました実施済み、実施中、未着手という区分での整理での公表は、今想定はしておりませんが、実施時期に合わせた短期、中期、長期の周期に、その結果について公表することを予定しておりますので、何とぞご理解願います。

議長（市濱等）

4 番 馬場等君。

4 番（馬場等）

できればアクションプランの項目ごとに実施済みとか実施中とか、そういう詳しいことが分かれば、なお町民にとっては安心材料になるのかなと思います。

ただ、短期、中期、長期やっただけ、それで進捗状況を周知していただくということをお聞きしましたもので、そこで代表のものでも書ければ、また書いていただければいいかなと思います。

ぜひアクションプランの実行をよろしく願いいたします。

次に、3 番目として、災害記録の検証から関連して質問いたします。

能登半島は、過去 30 年余りの間に、平成 5 年の能登半島沖地震、平成 19 年の能登半島地震、そして令和 6 年の能登半島地震と奥能登豪雨と大きな災害が繰り返し起きました。そして、この災害対応の記録と検証でも、課題や教訓の一つとして、半島という地理的条件が挙げられております。

半島という地理的条件による孤立や移動の困難さは、単に物資が届きにくい、職員が移動しにくいという問題だけではありません。

医療機関への搬送が難しくなったり、介護や福祉サービスが受けにくくなったり、避難生活が長期化したりすることで、被災された方の心身に大きな負担がかかり、災害関連死のリスクにもつながったことは否定できないと思います。

つまり、半島という地理的条件は、行政機能だけではなく、被災された方の命や健康を守る上でも大きな課題になるのではないのでしょうか。

そこで私は、従来の行政 B C P をそのまま当てはめるのではなく、半島という地域特性と人口減少という現実を踏まえた半島型行政 B C P という考え方が必要でないかと考えます。

ちなみに行政 B C P とは、簡単に言えば、災害によって役場や職員が被災しても、住民の命や暮らしを守るための必要な行政機能をどうすれば継続できるか、平時から考えておくものと思います。

半島は、前回の 6 月の議会にも私述べましたが、平時には島ではありません。しかし、大規模な災害によって道路や交通網が寸断されれば、地域が孤立

し、あたかも島のような状態になる可能性はあります。

だからこそ、陸路が使えなくなった場合には海路を活用するなど——海ですね——半島の地理的特性を生かしながら、限られた人員や施設、医療、福祉、物流などの地域資源を組み合わせ、災害時にも必要な行政機能を継続できるよう、平時から半島独自の仕組みを整えておくことが私は重要だと考えます。

それが私の考える半島型BCPです。一言で言えば、半島の弱点を半島の資源で補うという考え方です。

そこで町長は、この半島型BCPという考え方について、これは私の考え方なんですけど、どのように考えられるか伺います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

能登半島地震における対応を振り返りますと、道路の寸断により地域が孤立し、支援物資や人的支援の到達に時間を要したこと、医療機関へのアクセスが困難となったことなど、半島であるがゆえに顕在化した課題が数多くありました。

能登半島特有の業務継続計画、いわゆるBCPにつきましては、能登半島地震での課題を踏まえますと、町単独で解決できるものではなく、広域的な視点も必要であり、石川県、そして近隣市町と連携しながら、半島地域における防災、業務継続の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

私も能登町だけということはもちろん考えておりません。半島ですから、2市2町、奥能登全域で、これをもしやるのであれば、やっぱり連携というの必要ですから、半島型BCPというのは、その中で協議して決まってくるものかなと思います。

町長の答えのとおりです。またひとつ、2市2町、奥能登で考えてそういうふうにしていただければ、一つのモデルとして半島型BCPができれば、日本全国の半島に非常に参考になるかなと思いますので、そこをひとつよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、災害対策本部の在り方について伺います。

私は、令和２年の６月の一般質問において、災害発生時の災害対策本部の設置場所について質問しました。その際、町からは、本庁舎に設置するのが妥当であり、現在の新庁舎３階３０２会議室を想定しているとの答弁がありました。

それから３年半後に能登半島地震、奥能登豪雨という大規模災害を経験しました。幸いにも役場庁舎は大きな被害を受けませんでしたでした。

しかし、役場庁舎が避難所として使用されたことで、災害対策本部の設置、運営を含め、本来の行政機能を維持する上で様々な問題、課題があったものと認識しております。

そこで伺います。能登半島地震において、役場庁舎が避難所として使用されたことによって、本来の行政機能や特に災害対策本部の設置、運営に具体的にどのような影響や課題が生じたのか。また、その検証結果は今後の災害対策本部の運営にどう反映されるのか、お答えください。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

では、答弁させていただきます。

まず、能登半島地震発生後、町民の皆様の安全・安心確保のため、庁舎１階の第１、第２研修室、そして２階ホールを避難者の受入れに使用したところがあります。

行政機能、災害対策本部の設置、運営につきましては、避難所として使用されたスペース、第１、第２研修室、２階のホールとは物理的に分離されていまして、大きな支障はございませんでした。

２階ホールに避難者の受入れをせずに、２階ホールのスペースが仮に空いていたとすれば、応援に入っていた自治体職員や関係機関の職員の寝泊まりの場、あるいは各種の調整会議の場として活用できた可能性はあったのかなというふうに考えております。

また、災害対策本部を設置しておりました３階会議室も同様であります、今後、同様の事態が生じた際には、こうした多様な用途を想定したスペースの確保、配分の在り方について、あらかじめ検討しておく必要があると考えております。

こうした課題を踏まえ、災害対策本部運営訓練の中で、本部レイアウトの在り方について実際に試行錯誤を重ねながら現在検討を進めているところであります。応援職員の受入れ規模や配置、情報共有のためのスペース配分など、実

践的な訓練を通じて、より効果的な本部運営の体制を構築したいと考えており、引き続き検証と改善を重ねてまいりますので、ご理解をお願いします。

議長（市濱等）

4 番 馬場等君。

4 番（馬場等）

今ほどの課長の言葉で、アクションプランとして災害対策本部のレイアウトなどを再考しているということはお聞きしました。

それで私、この災害対策本部の場所自体が令和2年6月のときにお聞きしまして、災害対策本部、第1順位が今の現庁舎、第2順位が柳田総合支所、内浦総合支所と位置づけられております。

今回の能登半島地震でも分かったとおり、庁舎は幸いにも大きな被害を受けることはなく、災害対策本部として使用することができました。

しかし、災害は地震だけではありません。ここ1か月ほどを見ても、全国各地で大雨による河川の氾濫や浸水被害が多発しております。能登町においても、現庁舎の前には梶川がありまして、氾濫というか、あふれることも何回か経験しております。

例えば、大雨が降って現庁舎の駐車場も浸水するようなことになった場合、災害対策本部として使用できなくなる事態も私は想定しておくべきだと思います。その場合、現在の地域防災計画では、先ほど言ったとおり第2順位の柳田総合支所または内浦総合支所に災害対策本部を移すことになります。

しかし、今回の能登半島地震では、町内の道路が各所で寸断され、地域間の移動そのものが困難となりました。災害対策本部を第2順位の施設へ移すとしても、そこへ職員が安全に移動できなければ、実際の災害対応には成り立ちません。

したがって、災害対策本部については、単に代替施設を指定するというだけではなく、実際の災害時にその施設が本部として機能できるのか、職員がそこへ到達できるのかまで含めた、その実効性を検証しておく必要があると考えます。

そこで伺います。今回策定されたアクションプランには、第2順位として位置づけられている柳田総合支所、内浦総合支所について、今回の地震で明らかになった道路寸断などの課題も踏まえ、災害対策本部としての実効性を高めるための具体的な対策はされているのか。また、現庁舎が使用できず、さらに柳田総合支所、内浦総合支所についても道路が寸断等によって職員が到達できない、あるいは施設そのものが使用できない場合を想定した第3順位となる災害

対策本部の設置場所、または、それに代わる災害対応体制は定められているのか、お答えください。

議長（市濱等）

総務課長、山下栄治君。

総務課長（山下栄治）

対策本部を設置いたしました現庁舎は、様々な災害を想定した上で令和2年に竣工した施設であります。津波浸水想定区域外に位置しており、能登半島地震におきましても建物被害はほぼゼロという状況でありました。

第2順位施設であります柳田総合支所及び内浦総合支所への実効性を高める対策についてであります。この施設につきましても、庁舎自体の被害がほぼなく、災害対策本部の設置、運営に大きな支障が生じなかったことから、この点については検討項目として取り上げておらず、今回策定したアクションプランにも記載はございません。

また、柳田総合支所及び内浦総合支所への職員の移動につきましては、それぞれの支所へのアクセスルートが複数存在しておりまして、今回の震災における道路寸断の状況を踏まえましても、そこに至る経路について大きな支障が生じる可能性は低いものと考えております。

町といたしましては、あらかじめ第3順位の施設を固定的に定めるという方法ではなく、実際の被災状況に応じて使用可能な施設や体制を臨機応変に判断し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

私が一番心配している災害というのは、地震ではなく大雨なんですね。豪雨。それがもうこの1か月ほどでも千葉とかいろんなところで想定外の大雨が降っております。

今で、想定外を想定しておかないといけないということが常識かなと思います。その場合に、ここの災害対策本部が使えないということもやっぱり想定すべきだと思いますし、例えば指定避難所において、洪水のときはコンセールのとは指定避難所にはなっておりません。洪水の可能性、要するに梶川の水があふれて使えないということになっていていると思います。洪水ハザードマップは、まだできておりませんが、そういうハザードマップも早急につくってほしい

と思います。

いろんなことが想定外で起きるということを、大分以前にも指定避難所の入れるというか避難できる人数はということで一回お聞きしたことがありますけど、そのとき、津波とか耐震とかかかっている施設を外したりして、どれぐらいという数を出したんですけど、最終的には執行部の課長のほうから、そんな全ての避難所が使うような災害は起きないという、そういうことも言われましたけど、その後、全ての避難所を使えるところは使うという、そういう災害が起きました。

想定外のことが起きるということで、常にやはり対策本部についても1か所じゃなく、次の質問に行きますけど、災害対策本部の一つの施設に置き、そこが使えなければ別の施設へ移すという従来型の対応ではなく、災害時には災害対策本部をどこに置くかだけではなく、災害対策本部と地域をどのようにつなぎ、道路や交通が寸断された状態でも、それぞれの地域で必要な対応が続けられるという視点が必要になるのではないかと思います。

特に、人口減少が進み、災害時に対応できる職員の数も限られていくことを考えれば、全てを役場職員だけで対応する仕組みには限界があります。そのため、災害対策本部が町全体を統括しながら、地域の拠点が情報収集や住民支援など一定の機能を担う中央集約と地域分散を組み合わせた災害対応体制について検討する考えはないか、伺います。お願いします。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

今回の能登半島地震におきましては、町内各所で広域避難である学校が避難者の受入れのみならず地域における情報収集や物資配布の拠点として実質的に機能いたしました。

災害対策本部が全ての情報や物資を一元的に集約し、そこから全域に配分するという体制には限界があり、各地域の拠点がそれぞれ一定の機能を担うことで、初めて全体としての災害対応が成り立つという側面があったものと考えております。

具体的には、災害対策本部が町全体の情報や対応方針をまとめる役割を担いながら、学校をはじめとする各地域の拠点がそれぞれの地域における情報収集や避難者支援等を担っていくという体制の構築を目指したいと考えております。

これは行政のみで全てを担うということではなく、地域住民の皆様、自治会、そして関係団体等と一体となった防災の体制を目指すものであります。

今回の震災で得られた被災の経験、そして官民が連携して対応に当たった経験を単なる記録として終わらせることなく、地域の力として今後の防災体制に生かしていくことが重要であると考えております。

町といたしましては、災害対策本部が担う全体的な役割と、各地域の拠点が担う役割とを適切に組み合わせることで、半島特有の災害リスクにも対応できる、より実効性のある災害対応体制の構築に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（市濱等）

4 番 馬場等君。

4 番（馬場等）

今の町長のお答で、私の思いも、そういうふうな地域もちゃんとある程度役割を持つようにしないといけないなという、人口が減って役場職員さんも減り、仕事も今回の災害でよく分かったように大変な無理がかかっておりましたから、新たなそういう対応体制をまた築いていただければと思います。

それでは、最後の質問です。これは町長に伺います。

10年後、20年後の能登町の将来像について町長に伺います。

なかなか今、復旧・復興で一生懸命やっているときに、そこまで頭が回らないかもしれませんが、やっぱり町長は政治家として、リーダーシップというか、トップとして町のビジョンというか将来像をある程度描いてほしいというのが私の思いです。遠いところでもいいですから、そこに明かりが見えれば、町民も安心して一生懸命今の現状を何とかやり抜こうということが出来るかなと思います。

そういう意味で町長に伺います。

今回の能登半島地震と奥能登豪雨を経験した能登町が、何を学び、何を変え、そして次の災害にどう備えていくかについて今まで質問してまいりました。

私は、これまで議員として防災、減災について繰り返し質問してきました。しかし、今回の災害を経験して改めて感じるがあります。

それは、災害に強い町をつくるということは、災害時の備えだけではないということです。どこに人が住み、どこに人が集まり、どのような交通網を維持し、医療や福祉をどう支え、地域の担い手をどう確保するか。そして人口が減少していく中で、どの行政サービスを守り、どの施設の機能を残し、限られた人や財源をどこに重点的に投入していくのか。こうした平時のまちづくりそのものが災害時の地域の強さにつながるものと思います。つまり、防災、減災を考えていくと、最後にはどんな町をつくるかという平時のまちづくりの問題に

行き着くのではないのでしょうか。

そこで伺います。能登半島地震を経験し、能登町の将来に責任を持つ町長として、人口減少や行政資源の減少、そして今回の震災で明らかになった半島という地理的特性を踏まえ、10年後、20年後の能登町をどのような町として残していきたいと考えているのか、町長自身が描く能登町の将来像をお聞かせください。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

私が10年後、20年後に残したい能登町の姿を一言で申し上げれば、第3次総合計画に掲げた「ともに生きる、能登で生きる」という言葉に尽きると思います。

これは、町民同士はもちろんのこと、町出身者や町外に住みながら本町に愛着を持ち関わってくださる皆様も含め、互いに生かし合い支え合う関係を築きながら、仕事や地域活動などを通じて、能登で生きる価値を実感できる地域を目指すことを指しております。

議員も御存じのとおり、本町は発災前から人口減少が進行してきました。そして発災以降は、さらに人口減少が加速しています。

人口の減少は、税収や職員体制といった行政の資源が限られていくことを意味し、これまでと同じ形で全ての機能を維持し続けることは容易ではありません。

また、今回の地震では幹線道路の寸断により集落が孤立するなど、半島という地理的な特性がもたらす脆弱さを改めて痛感いたしました。

一方で、三方を海に囲まれ、豊かな里海に恵まれたこの地は、能登ならではの食や文化、そして人と人との深いつながりを育んできました。

私は、地理的な脆弱性に備えを固めつつ、この土地が持つ本来の豊かさを次の世代への強みとして転じていきたいとも考えております。

これらの現実から目を背けることなく、長期的視点で里山からもたらされた暮らしの循環を再構築し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

議長（市濱等）

4番 馬場等君。

4番（馬場等）

最後の最後の質問になります。

新聞によると、2026年8月1日の奥能登2市2町の合計人口は4万3,599人、七尾市の人口は4万3,283人、ほぼ同じ人口でございます。1自治体の人口と4自治体の人口が同じくなっているわけなんですけど、その減り方も先ほど町長が言われたように震災後加速しております。未来で一番明らかになる事実というのは人口減少だと思います。それによって、先ほど町長が言われたように、自治体自体の存続が危ぶまれてくるかなと思います。

そういった意味で、2市2町でこれから奥能登広域でやるということが、やはり病院にしても消防にしても一つずつ増えてくるのかなと思います。

そこで最後に、人口が減少し、行政資源も限られていく10年後、20年後を見据えたときに、全ての機能をこれまでと同じように1自治体が維持していくことは困難になると考えます。

その中で、分かる範囲でいいんですけど、能登町としてこれは町単独であって守るもの、これは奥能登2市2町で連携して守るもの、これは地域の、町民の力を生かして維持するものというように、何を残し、何を広域で支え、何を地域で支えていくのか、町長の考えを伺います。

議長（市濱等）

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

ご指摘のとおり、人口が減少し、行政の資源も限られていく中で、これまでと同じ形で全ての機能を維持し続けることは容易ではありません。何を残し、何を広域で支え、何を地域で支えていくのか、その役割分担を明らかにしていく必要があると考えております。

第3次総合計画では、将来像の実現に向け、人づくり、自然環境・循環、暮らし、なりわい、交流の5つの基本目標を掲げております。この考え方に沿って、私の基本的な認識を3つに整理して申し上げます。

まず、町として守っていくものです。

子育てや学びの環境、身近な医療、介護、福祉といった住民の暮らしと命に直結する分野は、町の責任で守ってまいります。また、里山里海の恵みや、そこから育まれた本町ならではの文化やなりわいは、能登町らしさの根幹であり、次の世代へと確実に引き継いでまいります。

次に、奥能登2市2町をはじめ広域で連携して支えていくものです。

その最たるものが地域医療であります。現在、石川県と奥能登2市2町が一体となり、公立宇出津総合病院を含む公立病院の機能強化に向けた検討を進め

ております。震災を経て、限られた医療資源の中で、断らない救急をはじめとする体制を守り抜くには、一つの自治体で抱え込むのではなく、県や近隣自治体と力を合わせ、広域で持続可能な体制を築くことが不可欠であります。公共交通や消防、防災などについても引き続き連携を進めるなど、広域連携により効率的で持続可能な形を追求してまいります。

そして、地域の力を生かして維持していくものです。

総合計画の交流の目標に掲げるとおり、住民自治や地域のつながりによる協働のまちづくりを進めてまいります。とりわけ各地域に受け継がれてきた祭りは、町民の絆を結び、ふるさとへの誇りを育むかけがえのない財産であり、担い手が減る中にあっても、地域の皆様とともにその明かりを守りつないでまいります。

こうした営みは、関係人口の皆様の方力も大きな支えとなります。行政が全てを担うのではなく、町民や地域団体、本町を思ってくださいる人たちとともに支えていく仕組みを築いてまいりたいと考えます。

こうした役割分担は、行政が一方的に決めるものではなく、町民の皆様と将来像を共有しながら、対話を重ねて描いていくべきものと考えております。第3次総合計画に掲げた方向性に沿って、着実に取り組んでまいります。

議長（市濱等）

4 番 馬場等君。

4 番（馬場等）

ありがとうございます。

最後に私自身の考えを申し上げ、終わりたいと思います。

今年の7月に総務産業建設常任委員会の管外視察で訪れた岡山県美咲町の賢く収縮するまちづくりについて、少しお話をしたいと思います。

美咲町は、能登町とほぼ同じ人口の規模の町です。そこではもう10年先、20年先の町の姿を見据え、人口減少を前提として行政機能の集約、複合化や公共施設の再編などを進め、そこで生み出した人、物、財源を将来の投資に振り向ける、賢く収縮するまちづくりを進めていました。何を残し、何を集約し、何に重点的に投資するのかを決めることが大事だということを学びました。

能登町には、美咲町と異なる半島という条件があります。さらに私たちは能登半島地震と奥能登豪雨を経験しました。だからこそ、私は人口減少に合わせて、単に行政サービスや公共施設を縮小するものではなく、残すべき機能に資源を集中し、半島の資源を生かして町民の暮らしと災害対応力をむしろ高め、住み続けたいと思える能登町を目指すべきだと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（市濱等）

以上で、4番 馬場等君の一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、9月15日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（市濱等）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

9月15日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、9月15日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月16日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（市濱等）

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後4時19分）

開 会（午前１０時００分）

開 議

議長（市濱等）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（市濱等）

日程第１、議案第９１号「令和８年度能登町一般会計補正予算（第２号）」から、日程第２６、議案第１１６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」までの２６件を議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（市濱等）

予算常任委員会委員長 志幸松栄君。

予算常任委員長（志幸松栄）

おはようございます。

予算常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第９１号 令和８年度能登町一般会計補正予算（第２号）

議案第９２号 令和８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第９３号 令和８年度能登町水道事業会計補正予算（第１号）

議案第９４号 令和８年度能登町下水道事業会計補正予算（第１号）

以上４件は、原案のとおり、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

次に、総務産業建設常任委員会委員長 馬場等君。

総務産業建設常任委員長（馬場等）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告をいたします。

議案第 95 号 能登町公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 96 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 97 号 能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 98 号 能登町海洋教育研究施設設置条例の廃止について

議案第 99 号 能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例について

議案第 100 号 能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第 101 号 能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第 106 号 能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 107 号 能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 108 号 新たに生じた土地の確認について

議案第 109 号 請負契約の締結について

議案第 110 号 請負契約の締結について

議案第 111 号 請負契約の締結について

議案第 112 号 請負契約の締結の変更について

議案第 113 号 請負契約の締結の変更について

議案第 115 号 財産の処分について

議案第 116 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

以上 17 件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

次に、教育厚生常任委員会委員長 向峠茂人君。

教育厚生常任委員長（向峠茂人）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第 102 号 能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第１０３号 能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０４号 能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０５号 能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１４号 請負契約の締結について

以上５件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会からの委員長報告を終わります。

質 疑

議長（市濱等）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。

採決は起立によって行います。

議案第91号から議案第94号までの4件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第91号「令和8年度能登町一般会計補正予算（第2号）」

議案第92号「令和8年度介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第93号「令和8年度能登町下水道事業会計補正予算（第1号）」

議案第94号「令和8年度能登町下水道事業会計補正予算（第1号）」

以上4件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第91号から議案第94号までの4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号「能登町公告式条例等の一部を改正する条例の制定について」の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第95号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

起立多数であります。

したがって、議案第 96 号の 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号から議案第 116 号までの 20 件を一括して採決します。
お諮りします。

議案第 97 号「能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 98 号「能登町海洋教育研究施設設置条例の廃止について」

議案第 99 号「能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例について」

議案第 100 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第 101 号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」

議案第 102 号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」

議案第 103 号「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 104 号「能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 105 号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 106 号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」

議案第 107 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第 108 号「新たに生じた土地の確認について」

議案第 109 号「請負契約の締結について」

議案第 110 号「請負契約の締結について」

議案第 111 号「請負契約の締結について」

議案第 112 号「請負契約の変更について」

議案第 113 号「請負契約の締結の変更について」

議案第 114 号「請負契約の締結の変更について」

議案第 115 号「財産の処分について」

議案第 116 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

以上 20 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第 97 号から議案第 116 号までの以上 20 件は、委員長報告のとおり可決されました。

認定第 1 号～認定第 7 号

議長（市濱等）

次に、日程第 27、認定第 1 号「令和 7 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 33、認定第 7 号「令和 7 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 7 件を議題とします。

本 9 月定例会議において、決算特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 7 号までについて、同特別委員会委員長から委員会審査報告が提出されております。

これから、本件に対する審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（市濱等）

決算特別委員長 南正晴君。

決算特別委員会委員長（南正晴）

それでは、決算特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、令和 7 年度における 7 会計の決算認定であり、これらの各会計決算の審査については、去る 9 月 8 日から 11 日までの 4 日間の日程で委員会を開催し、地方自治法 233 条により提出が義務づけられている決算書、主要施策の成果説明書及び監査委員からの審査報告書等を検閲し、関係課などから説明を聴取した上で、予算執行が適正に、かつ効率的に行われたかについて慎重に審査をいたしました。

その結果、認定第 1 号「令和 7 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 7 号「令和 7 年度能登町病院事業会計決算の認定について」

までの7件について、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過において、本委員会からの主な意見、提案などについては次のとおりであります。

一つ、令和7年度決算について、引き続き災害復旧により昨年を超える規模となり、技術者や作業員の不足、中東情勢による資材等費用の高騰など、やむを得ない状況により、年度中に執行ができず、明許繰越しや事故繰越しとなった事業が多く見受けられる。令和7年2月策定の復興計画に加え、さらに令和8年3月策定の第3次総合計画に基づき、創造的復興に向け、適正な事業及び予算の執行に努められたい。

一つ、災害関連の各種手続や問合せについて、昨年から継続して対応に追われており、多忙な状況の中にあると思われるが、被災し再建に取り組む町民には、これまで以上に寄り添い、適切な声かけや懇切丁寧な対応を心がけていただくようお願いしたい。

一つ、町税の収納について、震災の影響により従来手続のほかに必要な手続がある納税者もいることから、引き続き実情に合った対応を行うなど、実態に応じた適切な措置を講じ、町民が不公平感を抱くことがないよう適切な収納に努めていただきたい。

一つ、復興・復旧について、事業者の不足に伴い、工期の見通しが立たず、町民の生活再建にも影響が生じている状況である。国や県と共同の補助事業については、期限も迫っている事業もあることと思われるが、再建状況の実態に応じて期限の延長を求めていくなど、円滑な復旧・復興の取組に努めていただきたい。

一つ、水道、下水道事業について、震災による管路修繕は不可欠であるため、継続して取り組んでいただく一方、復興計画及び第3次総合計画に基づき、効率的な維持管理を行い、持続可能な運営に努めていただきたい。

一つ、病院事業について、奥能登新病院設立の方針においても、公立宇出津総合病院は地域住民の日常的な医療に欠かせないため、サテライト医療機関として維持し、持続可能な運営に取り組んでいただきたい。

なお、令和6年に発災した能登半島地震及び奥能登豪雨の当初からなる今日に至るまで、全国からの支援、ボランティアの皆様、そして全国各地から当町に派遣されている多くの職員の皆様のご尽力に対し、改めて深く敬意を表すとともに、心からの感謝を申し上げます。

昨年に引き続いて、災害復旧関係の事業について、資材等費用の高騰や技術者、作業員不足の影響などにより、明許繰越し及び事故繰越しとなっている事業が多く見られます。したがって、本年度事業と並行しての事業実施となるため、改めて事業の適正な遂行をお願いいたします。

また、震災からの復旧・復興に係る公債費については、今後急激に増加していくことが見込まれるため、財政健全化に向けて有利な財源の有効活用や健全な財政運営をより一層取組に努められますようお願い申し上げます。

震災後、早期の復旧に尽くしてきた結果、着実な復旧を進められている状況であると認められます。一方、復旧を第一に進める意識で取り組んでいる状況であることは重々承知しているところではありますが、10年先、20年先の町の将来を見据えた上での創造的復興の取組についても今後並行して注力いただき、町民の一人一人が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指して町政運営に尽力されることを切に願い、決算特別委員会からの総括といたします。

以上であります。

議長（市濱等）

以上をもって、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（市濱等）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。

討 論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

採 決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。
お諮りします。

認定第1号「令和7年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和7年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和7年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和7年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和7年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第6号「令和7年度能登町下水道事業会計決算の認定について」

認定第7号「令和7年度能登町病院事業会計決算の認定について」

以上7件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第7号までの以上7件は、原案のとおり認定されました。

12番 向峠茂人君。

12番（向峠茂人）

先ほどの私の教育厚生常任委員会の審査結果の報告について、一部報告漏れがありましたので、訂正させていただきます。

議案第114号「請負契約の締結の変更について」、この「変更」が抜けていたので、改めてもう一度朗読します。

議案第114号「請負契約の締結の変更について」

以上であります。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

私のほうからも２点、訂正がございます。

議案第１１２号「請負契約の締結の変更について」、「締結」が抜けておりました。

議案第９３号「令和８年度能登町水道事業会計補正予算（第１号）」を「能登町下水道事業」と発言しました。

訂正して、おわびします。

日程の追加

議長（市濱等）

次に、本日、町長提出議案が５件提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第１１７号から議案第１２１号を日程に追加し、それぞれ追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第１１７号～議案第１２１号

議長（市濱等）

追加日程第１、議案第１１７号「請負契約の締結について」から、追加日程第５、議案第１２１号「請負契約の締結の変更について」までの５件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

それでは、本日追加提案させていただく議案5件について説明いたします。

全て、請負契約の締結及び変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第117号「請負契約の締結について」は、令和8年度 6災5527号 町道2級寺分曾又1号線 道路災害復旧工事（1工区）において、指名競争入札により、1億6,929万円で能登町字柳田の寺西建設株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第118号「請負契約の締結について」は、令和8年度 6災5848号 町道1級当目鶴町1号線 道路災害復旧工事（その1）において、指名競争入札により、1億1,616万円で金沢市の丸建道路株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第119号「請負契約の締結について」は、令和8年度 6災5553号 町道1級当目鶴町1号線 道路災害復旧工事（その1）において、指名競争入札により、9,385万2,000円で金沢市の株式会社ソテックと契約を締結するものであります。

次に、議案第120号「請負契約の締結の変更について」は、令和6年度 6災833号 羽根漁港災害復旧工事（北防波堤9ほか）において、大型土のうの数量の変更及び電力柱の移設等に伴い、契約金額を4,620万円から5,717万6,900円に変更するものであります。

次に、議案第121号「請負契約の締結の変更について」は、令和7年第7回能登町議会9月定例会議で議決いただきました令和6・7年度 6災853号 鵜川漁港災害復旧工事（物揚場35ほか）において、設計の再積算を行ったことに伴い、契約金額を6億2,475万8,200円から6億5,516万8,800円に変更するものであります。

以上、本会議に追加で提出させていただきました議案の提案理由を説明いたしました。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（市濱等）

ただいま議題となりました議案第１１７号から議案第１２１号までの５件の審議方法についてお諮りします。

議案第１１７号から議案第１２１号までの５件の審議方法は、全体審議としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１７号から議案第１２１号までの５件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第１１７号「請負契約の締結について」

議案第１１８号「請負契約の締結について」

議案第１１９号「請負契約の締結について」

議案第１２０号「請負契約の締結の変更について」

議案第１２１号「請負契約の締結の変更について」

以上の５件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

よって、議案第１１７号から議案第１２１号までの５件は、原案のとおり可決されました。

休会決議について

議長（市濱等）

日程第３４「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和８年第７回能登町議会９月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（市濱等）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、吉田義法君。

町長（吉田義法）

令和８年第７回能登町議会９月定例会議を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今回提出いたしました議案に対し、いずれも原案どおり同意をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、来る１０月４日の日曜日には、鶴川小学校の体育館を重点会場として、町内一円で能登町地区防災訓練を実施いたします。

７月２８日に発生しました熊本地震、８月１３日から１４日に発生しました千葉豪雨、そして先般県内で発生しました豪雨など、日本各地で災害が続いており、防災、減災には予断が許されない状況になっております。

町民一人一人が防災意識を持ち、常日頃より災害への備えを怠らないようにするため、津波避難、安否確認訓練をはじめ、住民主体の避難所設置運営訓練等を予定しております。本訓練を契機に、危機対応のノウハウを身につけていただき、地区ごとやご家族でも防災についての話合いや情報を共有する機会としていただきたいと考えております。

まだまだ残暑厳しき折ではございますが、議員各位、町民の皆様には、くれぐれもご自愛いただき、健やかにお過ごしいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

散 会

議長（市濱等）

以上で本日は散会いたします。

（一同起立）

議長（市濱等）

皆様、お疲れさまでした。

散 会（午前10時41分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和8年9月16日

能登町議会議長 市 濱 等

会議録署名議員 田 端 雄 市

会議録署名議員 金 七 祐太郎